

令和5年第2回 多気町議会定例会会議録（一般質問）

開 議 （1日目）令和5年6月12日 午前9時 （3名／6名中）  
 （2日目）令和5年6月13日 午前9時 （3名／6名中）

順番	質 問 者	通告方式	質 問 内 容
1	松木 豊年	一問一答	①少子化対策及び多気認定こども園基本構想(中間案)について (町長、担当課長) ②自衛隊への募集対象者名簿の提出について (町長、担当課長) ③歴史の散歩道の整備と保全について (町長、担当課長)
2	藤田 清隆	一問一答	①小学校の統合について (町長、教育長)
3	木戸口勉幸	一問一答	①多気町笠木地内に残る室町時代居館跡を多気町指定文化財にならないか (町長、教育長、教育課長)
4	深水美和子	一問一答	①医療費の窓口無料化(現物支給)の対象年齢について (町長、担当課長)
5	前川 勝	一問一答	①町単事業について (町長、担当課長) ②チャットGPT(対話型AI)の取り扱いについて (町長、教育長)
6	志村 和浩	一問一答	①通学を支える町営バスについて (町長、副町長、担当課長) ②美村ペイについて (町長、副町長、担当課長)

---

( 6月12日9時06分 )

( 5番 松木 豊年 議員 )

○議長（坂井 信久） 1番目の質問者、松木議員の質問に入ります。

松木議員。

○5番（松木 豊年） おはようございます。日本共産党の松木豊年です。一問一答方式で、少子化対策及び多気認定こども園基本構想案、中間案について、自衛隊への募集対象者名簿の提出について、歴史の散歩道の整備と保全について、以上の3つの内容で質問いたします。よろしくお願いいたします。

最初に少子化問題についてです。地方創生法による少子化対策は失敗した、こう指摘する識者もおられますが、多気町での少子化対策、これを実効あるものにするために、現状の認識やこれから何が必要か、こういった内容を明らかにするため、以下質問いたします。

まず、第1点目として、多気町の少子化の現状をどのように認識しているのか。出生数や出生率の推移も含めて説明をお願いします。

○議長（坂井 信久） 質問が終わりました。当局の答弁を求めます。

西村こども課長。

○こども課長（西村 元伸） 全国的に出生数や合計特殊出生率、一人の女性が将来出産する子どもの数の平均でございますが、減少しております。多気町におきましては、令和元年2年3年の3か年の平均の出生数は71人でございます。また、合計特殊出生率は1.07、1.11、1.58人と推移してきており、この3か年の平均は1.25人であります。三重県の平均である1.44を大きく下回っている状況です。このまま少子化が続きますと、子どもたち自身に与える影響が大きく、子どもの社会性発達に関する影響や地域社会の活力の低下など、様々な社会的影響があげられ、看過できない状況です。急激な少子化に歯止めをかけるとともに、一人ひとりが仕事と生活を調和させて、喜びを実感しながら安心して子どもを産み、育てることができる地域社会を即急に作る必要があるべきと認識しております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 過去三か年平均で年間71名の出生数であるということや合計特殊出生率、女性一人が生涯で産む子どもさんの数の推計値でございますけれども、1.25ということでもあります。ちなみに、合計特殊出生率2.07を下回ると、現状の人口を維持できないというふうに言われておりますので、少子化対策を講じる場合、この2.07を上回る、この目標値にどれだけ近づけるかということが一つの大きな目標になるんだろーと思われまして。三重県の平均よりも多気町においては、1.25と県の平均1.44を下回っているということですので、かなり頑張らないとこの少子化対策、実効ある展望が見えてこないんだなということをご説明を聞いて、改めて感じるわけでもあります。これまで多気町においても、さまざまな少子化対策を講じてこられたと思っておりますけれども、その中身について成果も含めてご説明をお願いしたいと思っております。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

西村こども課長。

○こども課長（西村 元伸） まず多気町の少子化の原因についてお答えいたします。多気町の特色といたしましては、多気町の25歳から35歳の男女人口が少ないことがあげられます。出生した年と比べて約22%減少しております。主な原因としましては、多気町外への転出でございます。それに加えまして、多気町の方では未婚率についても増加傾向にございます。また、未婚の増加だけでなく、晩婚化も進んでおります。未婚化、女性の晩婚・晩産化が進展し、夫婦の出生力の低下につながっていると考えられます。

このようなことを打開すべき、多気町としましての取り組みとしましては、少子化対策は様々な方向からのアプローチが必要と考えて実施してきておりました。実施してきております。

まず、20代から40代の人口を増やす取り組みとしましては、子育て世帯の移住定住を促進するために住宅購入の補助金事業を行っております。また、就

職できるように、企業誘致も積極に行い、働く環境の整備を進めてきております。移住定住促進事業の実績としましては、令和3年4月から令和5年5月の約2年間で大人140人、子ども18歳以下75人、72世帯です。

また、子育て家庭への経済的支援や負担の軽減の取り組みとしまして、保育園の給食費の無償化、小学校、中学校入学の応援金などを給付を行ってきております。

母子保健事業につきましては、特定不妊治療費の多気町独自の助成を行いまして、妊娠や出産に関する希望が叶い、誰もが安心して妊娠期を過ごし、出産できるよう、寄り添い型の支援に取り組んでおります。

また、縁結び事業につきましても、ボランティア団体の協力を得まして、平成22年より11年間で24回のイベントを開始し、開始しまして、734名が参加され、現在で10組の成婚、2名の出生を確認の報告を受けております。

子育てのサービスとしましては、公設公営で、放課後児童クラブを運営してきておりまして、保護者に大きな経済的負担等をおかけすることなく、現在約160名、多気町内の小学校で約22%のご家庭が、児童が利用している状況でございます。

以上が、主な取り組みでございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

松木議員。

**○5番（松木 豊年）** 今いくつかの取り組んできた事業について紹介をいただきました。それぞれ、実施に当たって、議会でも案をお示しいただいて、議論も、にも加わらせていただきました。一つ一つについて、評価を改めてここで言うつもりはありませんけれども、それぞれ積極的な側面を持っているんだというふうに私は思っております。

ただ、こうした事業を重ねても、まだなお、その少子化対策、先が見えていないのが実情ではないかと思いますが、町長に伺います。これからの、この先の少子化対策ですね、これまでのご努力の上でどういったことを考えてお

られるのか。現状認識、課長さんからも認識をお示しいただきましたけれども、私正直言って、このままではなかなか立ち行かない状況にあるのではないかなというふうに思いますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

久保町長。

**○久保町長（久保 行男）** 松木議員のご質問いただいています、あの4番目にも議員からのご提案もありますので、この部分も触れていうことでよろしいですか。違うんですか。

**○5番（松木 豊年）** 少し触れていただけるようであれば、はい。

**○久保町長（久保 行男）** 多気町が、子どもさんが生まれる出生数が減少しているというのはもう今から30年もっと前だと思います。自分も担当している頃からみてみましても、その時点からずっと子どもさんの数が減っております。で、そのために今から30年ぐらい前にも、保育園の統合をやらなければ、また学校もやらなければという思いもあって、あの考えとったんですけども、それが少子化につながるかどうかは別としまして、まあ必ずそういう傾向が出てくるっていうのは予想されておりましたので、以前はそういう取り組みをしておりました。

で、これまで町政として、どんなことをやってきたかといいますと今、担当課長も申しあげましたけども、やはりまあ、一番大事なのは、多気町に少しでも若者がとどまってもらう、そういう取り組みをしなければというので、いの一歩に組み組んだのが、議員もおっしゃっていただいた企業誘致をやって働く場を作ろうと。これ、あの、全国でも多くのところで移住者が増えたっていうのを当時、当時も以前もあったんですけども、その後、その地域はまた働く場がないということで離れられるということもありましたので、今、多気町では働く場を作って多気町にとどまってもらおうと来ていただこうと、この二つ、側面で今まで取り組みをしておりました。

で、地域の皆さんとの関わりといいますのは、例えば図書館でやるお話ポケ

ットであったり、それから各地域の営農さんの収穫体験をやったりとか、それから昨日もあったんですけど、いろんなイベントとか、それからフェスティバルとか、まあこんなんをやりながら子どもさんたちと一緒に取り組みをしていこうというのは、これは地域との関わりがあるかと思います。

で、行政サイドとして取り組んできましたのが、今、担当課長も申し上げましたけれども、就任早々に取り組んだのが、児童館を作って子育て支援センター相談サポート事業、それから主にそんなところを取り組みを、まあ放課後児童クラブはもう一緒に入っておったんですけど、こんなんをやりました。で、その中には、給食費の無料化をやったりとか、そういうのをやって、できるだけ子どもたちが多気町において、こんなことをやってくれるんでありがたいなという取り組みを今までしてきました。これから、議員の4番目の質問の方にもちょっと触れるか分かりませんが、今こんな取り組みをして、新たにまあ、新しい子ども課を作ってとか、子育て宣言の町とか、こども課は作りましたけれども、子育て宣言とかいうところまでは、ちょっとおこがましいかなと思っていますので、ただ議員おっしゃっていただいたように、これからどんなことをやっていこうというのはお互いに意見交換しながら進めていきたいと思っています。

はい、ぜひいろんなご提案も頂ければと思います。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

松木議員。

**○5番（松木 豊年）** あの聞いたかったのは、まずあの現状認識ですね、これまでいろいろ様々施策を重ねてこられたということについては、あの今もおっしゃっていただきましたけど、これでいいのか危機意識を持っているのかどうか、端的にそのことをお伺いしたいんですがいかがですか。

**○議長（坂井 信久）** 久保町長。

**○久保町長（久保 行男）** これ持ってない自治体の長はおらん。しかし、これ、あの国策の中で今進めておりますけれども、我々小さな自治体では国の国

策だけに沿ってできませんので、先ほどつらつら申し上げましたけれども、様々な諸施策をあげながら取り組んでいきたいと。今、あの移住定住も言いましたけども、若者が多気町に移り住んで来ていただいている、そして子どもさんも来ていただいていると、こういうことでちょっとみえたんですけども、現実的には多気町で一年間に生まれる子どもが70人以下ということもありますので、これ打開しようと思うと、なかなか。とにかく若い人が住んでもらって、あの子どもさんをとという思いがありますので、安穩としているつもりは全然ありません。何か良い、更に施策を打ち出せばと思っていますので、今後とも更に検討していきたいと思います。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

松木議員。

**○5番（松木 豊年）** ありがとうございます。4番目のところで改めてまた質問させていただきますので、現状の問題意識をどうお考えになっているかについては、以上のところで終わらせていただきます。

続いてですね、認定子ども園の基本構想の中間案が発表されて、今もう基本構想になって、あのパブコメなども募集をしているという状況だと思いますが、この中間案を踏まえて最終的な基本構想になるまでの間、この中間案の文書の中にはですね、3月に実施した統合子ども園整備に関する保護者アンケート、保育士アンケート調査結果に基づき、保護者住民に向けてはパブリックコメントによる意見を聴取し、というふうに、町民参加型の基本構想作りの姿勢をお示しておられると思います。そこで伺います。この基本構想の策、最終的な基本構想をまとめあげるにあたってですね、アンケート結果をどのように活かしているのか、どういう中身をどのように活かしているのか、具体的にご説明をお願いしたいと思います。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

西村こども課長。

**○こども課長（西村 元伸）** はい。多気地域の統合保育園の整備に掛かる基本

構想の作成にあたりましては3月に子育て家庭のアンケート、保育士アンケートを実施しております。たくさんのお声をいただいております。保育士、失礼しました。保育園統合に向けましては、園の規模が大きくなることから病児保育事業の取り入れや保育士の配置人数の拡充などのご要望・ご意見の方頂いております。

また、送迎時の混雑の改善や安全確保をしっかりと欲しいというご意見をいただいております。これらアンケート結果につきましては、統合保育園の整備に向けまして、基本構想にしっかりと反映させ、今後の整備事業だけでなく、今ある保育サービスのあり方、子育て支援のあり方に、あり方の重要課題と捉えまして、今後の運営に向けても活用していきたいと考えております。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

松木議員。

**○5番（松木 豊年）** ありがとうございます。私もあのアンケートの基本構想を中間案を議員にも配っていただいて、全員協議会でご説明いただいたときに、参考資料でアンケート結果を付けていただきましたので、拝見させていただきました。すごくたくさん自由記述欄のところには保護者の皆さんが書いておられて、保育に関わる内容についての問題意識が非常に高いんだなということを感じたわけでありましてけれども、気になることや統合することで気になることや期待することはどんなことですかという自由記述欄の回答のところですね、37名の方が担当の保育士についてという項目にチェックを入れていただいて、たくさん自由記述を回答していただいております。その中ではですね、大規模になることで、今までのような寄り添った保育をしてもらえるのか、あるいは少人数の時のようにしっかりと少人数の時ってのは現在の状況をさしているわけですが、少人数の時のようにしっかりと見てもらえるのかといった不安が多数寄せられています。また、保育士さんの待遇が改善できるのか、あるいは保育士さんの確保が大丈夫なんですかと、いうこういった不安を率直に述べておられるということが多い、大半を占めております。



そして、課長さんの答弁にもございましたように、通園について気になる方のその自由記述欄の回答ではですね。天啓交差点の危ない交差点の問題や、それに関わる道路状況の危険性、これらについての安全が確保できるのかどうか、こういった心配が多数寄せられているというのが大きな特徴ではないかと思えます。あわせて、一か所に集中することで、送迎時の園内の中での駐車場の混雑がちゃんとその整理できるのかといった、こういった今の小さい規模でも同じような体験をしておられる実体験から大きくなると、更にそういう問題が発生するのではないかという不安などが寄せられていたと思えます。こうした保護者の皆さんのご意見にどう応えるのか、この基本構想最終的に仕上げられた基本構想では、保育士さんの配置は現行の町で決めている国の基準に沿った保育士の配置案がそのまま示されておられると思えますが、中には保育士さんのことについては障がいを持った子どもさんがおられる場合の加配についてだとか、あるいは障がい認定されない場合、その手前のグレーゾーンの子どものさん達の場合も加配を現状ではされているというふうに伺っておりますが、そういうことがちゃんとやられるのかといった保育士さんの配置の具体的な要望が寄せられていました。あの、建物を大きくするという一箇所に集中することについては、いろいろデメリット・メリットがあると思えますけれども、保育をお願いする保護者さんの、そういった切実な希望をですね、新しい保育園でも、認定こども園でもきちっとその担保していくことは行政の責任であると思えますが、そういった点について改めてお考えを伺います。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

西村こども課長。

**○こども課長（西村 元伸）** はい。保育園のあり方につきましては、統合保育園に関わらず、保育の質を高めるところで、現状のあるサービスの方を常に見直すことによりまして、より子育て支援のほうに取り組んでいきたいと考えております。保育園統合につきましては、現状の基準の方、基準以上のものを、基準以上の保育士の人数を配置できるような形でできないかということ

をしっかりと視野にいれまして、重要課題として取り組んでいきたいと考えております。これからまた保護者、保護者の方、保育士の方の皆さんの意見等をしっかりと聞きながら状況に応じた、また今後の多気町の保育のあり方についてしっかりと検討していきたい考えでございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。現状のその保育士の配置を下回らないで、それよりも上の、その状況について努力をしていただけるということですので、大変期待をしたいと思っております。3月の定例会で、保育士さんの配置について、町長が施政方針で統合することのメリットの一つに会計年度の任用職員の保育士さんとその正規職員さんの保育士さんの数の多い少ない、会計年度職員が正規職員より多いってこういう状況を改善できるのではないかということをお示しを、お考えを示されておりました。それに関わって、私質問させていただきまして、具体的にはどういうことを意味しているのか、どういうことを想定しているのかをお伺いしたいのですが、私の質問の仕方が的を得てなかったのか分かりませんが、ちょっとあの、はっきりしない答弁になってしまいましたので、改めて角度を変えて町長にお伺いしたいと思います。今働いておられる会計年度任用職員の保育士さん、あの、統合された保育園でも引き続き雇用は継続していこうというお考えにおありなのかどうか。そして、新たな正規職員さんも欠員が生じた場合には、その卒のないように補充をしていくということについて、どういうふうにお考えなのか、端的にお答えください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 今あの、会計年度任用職員で保育士さん来ていただいんのは、正規職員でも多いぐらいの数があると前も申し上げました。で、国の方も今あの基準であります30人に1人とか、20人に1人とかいうのがあ

ですけれども、見直しをやっていくということで、25人に1人とかいう数字が出てきておりますけれども、これらも含めて、あの、それから新しい保育園ができたら延長もそれから早朝も障がい児も対応できるように、もちろん乳幼児も含めてですけれども、こういうのができるようになりますと、多分、今までの正規職員の数では難しいかなと思うところがありましたので、ただこれから新しい保育園ができて、実際の入園者数の数やそんなんを見ながら、職員数については検討していきたいなということでもあります。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） あの、端的に申し上げますと、もう少し具体的に、会計年度任用職員の保育士さんは形式的にいうと年度ごとに契約を続けるか更新するかということになると思いますが、これまでの慣例では特段の問題がなければ継続して雇用していただいていると思います。で、今回、その統合するにあたって雇い止めだとか、まさかそういうことはないんだと思いますが、これは町長のお考え、はっきり申し上げてどうなんでしょうか。もうそういう雇い止めとかがあっていうことは一切ないというお考えでよろしいですか。

○議長（坂井 信久） 町長。

○町長（久保 行男） これも先ほど申し上げましたように、あの雇い止めがあるとか人数確定まではしておりませんので、まあそれなりの制御しながらということになると思います。今私が雇止めをしませんとか、更に新規、正規職員を増やすという答弁は、ちょっと致しかねますので。はい、できるだけ来ていただいている会計年度の保育士さんもそれから正規の方も継続して多気町で働いてもらいたいという気持ちに変わりはありません。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。そのことで今働いていただいている方たちについての、その安心感っていうのは、町長の今のご答弁で与え

られ、安心感を持ってもらえるかなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

4番目の先ほど町長がおっしゃっていただいた質問に関わって、関わりたいと思います。子育て事業支援の拡充を多くの町民さんが望んでおられると思います。それにあたって、こども課を新設したっていうことは非常に歓迎されているということで私も全くそうだなというふうに思います。で、このことを契機にですね、子育て支援を町ぐるみで勧めるということを宣言をして、そして町民参加の輪を広げて、そのお年寄りの方も子育て支援に大いに関わってもらい、そういう手厚い事業を子育て支援の事業を進めるということ、このこども課の新設とあわせてやっていくことが大きな流れを作ることにつながってくると思います。改めて、そういった子育て支援を応援する町なんだということの多気町の宣言をすることについて、改めて先ほど少しお考え述べておられましたけれども改めてお伺いしたいと思います。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

久保町長。

**○町長（久保 行男）** あの、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、もう今から就任前に、就任時でいきますと、もう12、3年前になるんですけども、もうその時の私の主要政策の中にももちろん企業誘致もあったんですよ、働く場の確保っちゅうのが。まあ、その中の、あの含めて子育て支援、少子化対策、まあそういった分野については主要施策の一つにしておりました。

で、先ほどつらつら申し上げましたけれども、様々な諸施策をやっております。もうちょっと関連してですけども、例えば台湾との交流とか、そんなんもあの子どもたちのこれからのためになることで、いろんな施策をやってきておりますので、今から子育て宣言のまちとかいうのはちょっとおこがましいかなと思っておりますので、これまでどおり継続して、少子化対策、子育て支援につながるような諸施策を先ほど申し上げましたように、皆さんと一緒に進めていきたいと思っておりますので、色々ご支援やご理解を頂いておまして、ありが

とうございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 質問の最初にですね、政府の地方創生法による少子化対策が失敗に終わっているのではないかという識者のちょっと紹介、考え方を紹介させてもらいましたけれども、2014年の合計特殊出生率は1.42%、これが地方創生をたち上げたときの出発点です。で、目標はですね、2020年で1.6%、2030年で1.8%、2040年で人口が維持できるであろうといわれている2.07が政府が掲げた目標だったんです。

で、実際は1.42から出発したわけですがけれども、2021年で1.3、2022年では1.3を割り込んで1.26というふうに出発よりも下がっているのが現状なんですね。そういう意味で、私もその地方創生法による子育て少子化対策っていうのは成功していないというふうに、これはもう言わざるをえないと思うんです。ですので、これまでの延長線上での発想ややり方をいくら積み上げてみても上昇気流には乗らないっていうことは、もうはっきりしていると思うんです。私は町長に提案したのは、これまでのやり方はいいところは確かにある、全面否定する必要は全くないと思うんですが、いいところはしっかり発展させて、更にもっと上昇気流を作るための宣言なんです。これまでと同じように頑張りますというね、延長線上での頑張り方ではなくて、そういったことを町民あげて頑張ってく、そういう気運を作ろうではないかということ、そういった意味を込めて、そういった宣言をしたらどうかということ、を提案したまでです。あの、お考えは先ほど伺いましたので、そのことはやはり延長線上にとどまらないで、一方でその異次元でやるというような言い方もありますけれども、その説明を聞く限りでもあまり展望が見えてこないなっていうのが正直な感想、私自身の感想でもあります。もちろん、あの、参考にすべきところは大きいに参考にしながら、やはり町独自で知恵を出して出発させていくということ、が非常に大事なんだということを強調したいと思います。あの、こども課長さ

んにお願いをして、令和4年度の出生数が69人で、そのお母さんの年齢の内訳を教えてくださいました。26歳から30歳が20人、内、第一子を出産された方が4人で、第2子が14人、第3子が2人です。で、31から35歳が23人出産されておりまして、内、第一子が4人、第2子が9人、第3子が8人、第4子が2人です。

で、令和1年から4年までの出生、生まれた赤ちゃんのお母さんの年齢を見ると、26から30までが3割。35から、失礼、31から35が4割となって、26歳から35歳までで約7割少しのお母さんの年齢になります。こうしたお母さん方の年齢層、もちろんその前後も含めてですけれども、直接子育て支援に関わる要望を、直接お伺いして施策に取り入れいく、直接話を聞く、生で聞いて生かしていく、こういうことが姿勢として非常に重要なのではないかということに改めて痛感した次第であります。このことも併せて、強調して次の質問に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**○議長（坂井 信久）** はい。

**○5番（松木 豊年）** 2番目の質問ですけれども、多気町が自衛隊からの依頼を受けて自衛官募集のための対象者の名簿を提供しているのは、個人情報保護の観点から問題があると思われまますので、以下、質問をいたします。最初に、自衛隊への名簿の提供はいつから行っておりますでしょうか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

**○総務課長（岡井 一宜）** はい、平成16年度に自衛隊への名簿の提供をしていたことは確認できました。しかし、それ以前の正確な提供開始時期の確認ができなかったために自衛隊の三重地方協力本部津募集案内所、こちらに確認をさせていただきました。結果、帰ってきた返答は、ちょっと不明と、分からないという返事をいただきました。よって、現時点では確認することができないことからお答えすることは困難であると思えます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。そうしますと、平成16年度からは提供をしていると、それ以前については分からないと、こういう理解でよろしいでしょうか。ありがとうございます。提供している名簿の対象になる方の年齢は何歳か教えてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） はい。年齢に関しましては、当該年度に18歳及び22歳になる町民でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） そうしますと、先ほどの質問への返答と合わせて、平成16年度から18歳とその年度で18歳になる方と22歳になる方の名簿を毎年自衛隊に提供をしていると、こういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） はい、えっと、すみません。22歳になる町民の情報提供に関しましては、令和2年度の募集から開始となっております。ですのでそれ以前までは一般的にいう高校生卒業の方を対象としておりましたので、22年度から新たに22歳になる町民を追加しております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 22歳になる方の名簿については令和2年度からということになったという説明でしたけれども、こうした名簿を提供する法律的な根拠をどこにあるのか示してください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） はい、自衛隊法第 97 条に「町長は、自衛官の募集に関する事務の一部を行う」と記載されております。自衛隊法施行令第 120 条に「防衛大臣は、自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、町長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と定められております。この法令を根拠に募集対象者の提供の依頼を受けております。これらは自衛隊側からの「できる」法的根拠であるというふうには認識しております。その後、令和 3 年 2 月 5 日付けで防衛省及び総務省から閣議決定を受けて、改めて各都道府県宛に「防衛大臣は町長に対し資料の提供を求めることができる。」及び「募集に関し、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上特段の問題を生ずるものではない。」という通知がなされております。

で、あわせて、令和元年 6 月議会においても松木議員の方からほぼ同内容の質問をいただいております。本町としては、さまざまな要件を考慮し「問題なし」と答弁させていただいております。よって現在に至るまでも「問題なし」と判断をし、依頼内容どおり文書にて提出しております。

一方、個人情報の保護に関する法律との関係でございますが、個人情報保護法第 69 条に「法令に基づく場合を除き提供してはならない」と定められております。この「法令に基づく場合」の解釈が市町によってばらつきがありました。本町においては先ほども申し上げましたとおり、「問題なし」と判断しております。

令和 5 年度になりまして、個人情報保護法が改正され、令和 5 年 4 月 1 日施行されたことにより、自衛隊法施行令第 120 条に基づく個人情報の提供は個人情報保護法第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」に該当すると、見解が個人情報保護委員会から示されております。以上のことから、今後も自衛隊より依頼があれば良好な関係を維持していくためにも、協力していく考えでございます。

最後に、しかしながら、近年の個人情報の観点から、すでに他市町が実施し



ているような事前に情報提供を希望されない方の意思表示をとる申請などを今後検討していかなければならないと考えております。あわせて、国や県、近隣市町の動向も注視しながら今後の対応を決めていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 丁寧なご説明ありがとうございました。あの、個人情報の保護の観点から問題だと私は申し上げましたけれども、あの、過去にも一度質問させていただきましたが、名簿の提供をされる本人の意思確認なく、つまり本人には無断でこれまで提供しているのだと思いますけれども、その点については間違いありませんか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） 間違いございません。

○議長（坂井 信久） 松木議員。

○5番（松木 豊年） 18歳、今では22歳も含めてですけれども、この年齢になる方についてはですね、自衛隊からそういう名簿の提供の要請があるので、多気町としては現行ではですよ、提供をする予定である、そういう考えがあるということをお知らせをして、その上でいいかどうかについて一人ひとり、その、意思確認をしていく。そういう丁寧な対応というのが住民基本台帳という個人の情報を最終的に管理する町にあつての必要最小限の仕事ではないかと思えます。

ですので、先ほど今後のことについてもちょっと検討されているということをお伺いしましたけれども、おそらくいわゆる除外申請という、そういった自分は名簿から除外してくださいという申請があった場合に、それに基づいて申請があった方については除外、名簿から除外するという仕組みのことをご説明あったんだと思いますが、当人がですね、対象であることを知らされて

なければ除外申請もしようがないんですね。ですので、そのキャッチボールをしっかりとってはやっていくべきだと思いますが、その点について改めてお考え聞かせてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） はい。あの、まさにそのとおりでございまして、誰が自分が対象になっているかどうかっていうのは、なかなか気付かれないと思いますので、今年の提供者は何年生まれの何月何日から何月何日までというふうな表記もあわせてしていきたいと思います。他の町では自衛隊募集に関する情報の提供についてっていうホームページで、きちっと今年は何歳から何歳まで除外申請、提出してほしい人は何月何日までに申請してくださいというふうなきちとしたそういう形を設けているところがありますので、その辺に関しましては先ほど言いましたように検討していかなければならない部分であるというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。松木議員。

○5番（松木 豊年） あの引き続き、そうした仕組みをですね、町民の皆さんの個人情報もしっかり保護する立場からどうしてすべきかについて、引き続き私も関わっていききたいと思います。

最後の質問に移らせていただきます。よろしいですか。

○議長（坂井 信久） はい。

○5番（松木 豊年） 天啓公園から近長谷寺を結ぶ歴史の散歩道が荒れて危険だという声が多数寄せられました。これに関わって、以下質問をさせていただきます。ちょっと資料を準備しましたので、それもまたご覧いただけたらと思います。まず最初に、の質問ですけれども、この歴史の散歩道がつけられた経緯を説明をしてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） ただいまのご質問ですが、歴史の散歩道につきましては、平成 10 年ごろから山岳信仰の道を再生する取り組みが長谷地区や神坂地区などの有志の方々により行われていたことがありました。町村合併前の旧多気町において、平成 15 年度に天啓公園法泉寺を起点に、途中、金剛座寺を経由する長谷近長谷寺までの山寺をめぐる散歩道を整備しております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5 番（松木 豊年） 整備をされて、その後、あの冒頭にも申しあげましたけれども、道が荒れて非常に危険だという声が寄せられております。私も現地を見てまいりましたけれども、大変な状況になっているっていうのは率直、一言で言うと率直な状況であります。整備されて以降、作られて以降、整備はどのようにされてこられたのかまずその点をお聞かせください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） はい、先ほどの質問でございますが、この事業につきましては、平成 15 年度に発電用施設周辺地域振興事業の補助事業及び宮川流域ルネッサンスエコミュージアム整備事業補助金を活用して事業化されたものでございます。その際、散策道、展望道、あ、展望台、東屋、トイレを整備しておりました。ただ、その後、平成 29 年度の台風などをはじめとし、自然災害にたびたび見舞われ、本散歩道は複数個所で被害を受けており、途中、金剛座寺を経由する道は現在通行できない状況が続いております。

ただ、天啓公園から長谷、近長谷寺までのルートは現在も通行可能となっておりますが、被害箇所を以前の状況に原状回復するためには山中ということもあり、多額の費用を要するため、現在、現況復旧に至っている状況ではございません。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。あの、ちょっと資料をご覧くださいただけですでしょうか。これがあの天啓公園のところから入るところにある歴史の散歩道のマップです。それで、ちょっと拡大させていただきます。これ、黄色い貼り付けがあります、歩行注意とか通り抜けできません、通り抜けできませんとかいう、これあの、テープで貼ってあるんですね。この、補修しなければいけない箇所について、今、あの課長さんのご答弁で、説明があったと思いますが、このシールを貼っていただいたのはいつの作業なんでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） そちらの看板は、おそらく天啓公園の、から入口に貼ってある、入り口に設置してある看板と思われませんが、こちらのシールにつきましては、平成29年度の台風被害の後に、現状を確認した後、シールを貼っているような状況でございます。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） そうしますと、この平成29年の台風の時には、こうした箇所が荒れている大変な状況になっているということ、多気町としては認識をしていたけれども、現状は手を加えないで、このマップ上だけに、所で、こういうその危ないところありますよ、通れませんよってというような表記を加えたに終わったということと、それがなぜその費用がかかるからという説明がありましたけれども、この現状認識は町内で共有された中身になっていたのかどうか、改めて伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） はい、こちらの被害状況につきましては、観光課内、あるいは庁舎内でも共有はできてはございました。ただ、山中であるということ復旧には至っていないような状況でございます。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 引き続き、ちょっと資料を見ていただけますでしょうか。

これ、あの、ビーフロード沿いの入り口を表記している立て看板なんですけど、これ立木でなんの看板か入り口もすぐわからない。この手前を右に入ると、先ほどの看板がマップの看板があるんですけど、全然これ見えなくなっているんですね。ちょっとはしりながら紹介したいと思います。

で、散歩道を入れて最初の展望台で塩見峠といわれるところだそうですね。でも、この大和路から伊勢路に向かって歩いてきた時に、この場で初めて海が見えるということから塩見峠、塩見の道とも呼ばれているということの説明があります。これは展望台なんですけれども、こんなふうに、もうボロボロになっています。これももう傷んでおりまして、もう腐食が進んでいます。

次は、これは神坂の歴史の散歩道、神坂展望施設という、このところなんですけれども、鳥瞰図があっといういろいろ景色の解説もあるんですが、こういうふうにもう木製の手すりが腐って荒れ果てています。そこから更に進んで近長谷寺の方に行くわけなんですけども、こうしたあの手すりが腐食したり、もうこれは倒木でちょっと大変な状況になっている。これはあの案内看板そのものが、倒木で倒されてぐちゃぐちゃになっている状況です。これは、佐奈地区を見下ろせれるところだという事の説明があっという尾鷲方面への道も見えるんだと、山脈も見えますということを書いてありますが、もうこれ、あの立木で全然見当しがきかなくなっている、こういう状況であります。

あの、もっといっぱい写真あるんですが、今、あのほんの一部見ていただきましたけども、歩くコースはですね、散歩道というふうに言われているぐら

いですので、そんなに険しいところはないんですけども、説明の看板や案内の看板がほとんどもう壊れて苔むすというか、汚れて説明版もよく字が読み取れないような箇所も増えていたりですね。それと、散歩道のその景色が本来だったらいい展望台のところも木がおおい茂って展望がきかなくなっているということで、およそ歴史の散歩道というにはちょっと恥ずかしい状況にあるというのは、今、あのざっと写真を見ていただいて、お分かりいただけたかと思えます。

私は、あの、いろいろ事情があったかも分かりません。えっと、担当課がどこでそのこれを管理していくのかとか、あるいはその台風の被害があったことから、それよりも先に特に長谷のところで大きな被害があった台風でしたので、そこまで手が回らなかったっていうようなことも、いろんな事情があるかも分かりませんが、この現状を見るとですね、ほっておいてはいけないというふうにどうしても思わざるを得ないと思います。

あの、長谷寺の近長谷寺の駐車場に同じ一番最初に見ていただいたこのマップがあるんですが、この黄色のね、シールは貼られてないんです長谷寺の方のマップには。同じそのマップなんですけども、長谷寺の方からの方がかえって入りやすいところも金剛座寺までだったら近いんですけどね。ですので、これも片っぽに貼られているけど、片っぽには貼られてないというような、片手落ちな状況も正直言って、あの思いました。今からでも早く手を入れてですね、歴史の散歩道にふさわしい状況に取り戻す必要があると思いますが、いかがでしょうか。お考えを聞かせてください。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

**○副町長（筒井 尚久）** はい。あの、実は私、担当者としてこのルート全部歩いたいきさつもあります。ちょうど天啓公園がですね、改めてもう一度再整備しようという機運の頃でした。そこからスタートをしてですね。この神坂経由、こういったものの全部、私も道を歩いた覚えがございます。

ただ当時ですね、この道は確かにございますように歴史の散歩道という位置づけで、町道でもない、農道でもない。特に、町としてですね、管理すべき担当課はございませんでした。そんななかでですね、一応、機運として観光、そして振興も含めた道として整備すべきじゃないかということがあって、まあ、当時、先頭はしております企画調整課の方ですね、事業を探して、先ほど課長が申し上げたような事業を探してきてですね、整備したと。ただ、あの当時の話ですけども、整備はするけども、あのまだ20年前くらいの話です。まだ地元の皆様方も若かったですし、整備はしますけど管理はお願いいたしますと、そういう形でずっときた経緯がございます。

今になりましてですね、利用者の減少であるとか、当然管理をいただく地元の方々の高齢化もありましてですね、このような形になってきておりますので恥ずかしながら私も最近全く行ったことがございません。そういったことで、ちょっと思い出させていただいた部分もあります。

もう一度ですね、この道のあり方について、市内でもまあ検討はさせていただきたいと思います。あのどのような位置づけで、今後どういうふうにしていくことも含めてですね、検討させていただきたいと思いますので、今日のところはこういった答弁でよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

松木議員。

**○5番（松木 豊年）** あの、先ほどちょっと写真で紹介させていただきました。

副町長ご答弁いただきましたけれども、20年ぐらい前の整備の時の状況と、それ以降一番直近で現地を訪れたのはいつぐらいの話ですか。

**○議長（坂井 信久）** 筒井副町長。

**○副町長（筒井 尚久）** あの何もかもが終わったのが確かですね、これ2、3年ぐらいかけてやりました。それからですね、何かの地元さんと一緒に歩いた記憶はありますので、いずれにしましても15年ぐらい前かなというふうに思

っています。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。松木議員。

○5番（松木 豊年） 私、女鬼峠の、その保存と世界遺産の登録の運動だとか、あるいは上出江のひよどり城址の登山道の整備とか、今ちょっとボランティアと一緒に関わらせていただいておりますけども、両者に共通しているのは地元の保存会の方などのこう活動をですね、しっかり行政が後押しして一緒になって取り組んでいるというのが共通する特徴、教訓だと思うんですね。

で、先ほどちょっと課長のご答弁にもありましたけども、地元の方々の高齢化とかが進んでなかなか地元の人たちだけに任せる状況では立ち行かなくなっているのではないかというご認識を示されたと思いますので、そういったその地元の方々の、あるいはこの場合はですね、長谷とか神坂とかっていう狭い意味での地元というよりもこの歴史の散歩道をやっぱり何とかしたいなと思っただけでいるもうちょっと広域の方々も含めたですね、保存の運動みたいなものをですね、地元任せにしないで、その後押しする知恵も出す必要があると思うんですね。そういうところに行政がイニシアチブを発揮して、その町民の皆さんと一体となって、この歴史的な遺産をちゃんと保全して、整備して保全していくという、そのことが強く求められていると思いますけれども町長一言、いかがでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） はい。むちゃくちゃ難しい問題だと思います。っていうのは、自分も関わったこともありますけども、整備をしました。あの何かの形で。ところがほとんど利用者がいない。で、あの今長谷道もそうですけど、昔、あの鍬形から丹生の大師に抜ける道もあったんですけど、今全然通れません。で、あの、整備してずっと何人かの人が通ってくれたらいいんですけども、今はもうヤマビルが上がってくるので全然通れない、そんな状況もありますので、まあ、あのよくいう費用対効果から考えると、例えば字の農道せいとかそんな



んなってくると、そこへそれをやっていいのかというのがありますので、非常に難しい問題であります。えらい後ろ向いた答えで申し訳ありませんけど。はい。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 町長のちょっと答弁にはがっかりですけれども、副町長は検討していただけるということですので、一緒に検討していただくように、強く申し上げて質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（坂井 信久） これで松木議員の質問を終わります。

ここで休憩をとりたいとおもいます。再開は10時15分から再開をいたします。

（ 10時04分 ）

（ 10時15分 ）

（8番 藤田 清隆 議員）

○議長（坂井 信久） それでは、2番目の質問者。会議を再開します。

2番目の質問者、藤田議員の質問に入ります。

藤田議員。

○8番（藤田 清隆） 8番 藤田清隆。一般質問をさせていただきます。

質問は一問一答方式で、内容につきましては、小学校の統合についてでございます。私はこの一般質問を3月議会で予定しておりましたが、残念なことに体調不良のためできませんでした。不徳のいたすところで申し訳ございませんでした。改めて、小学校統合について質問させていただきます。

全国的にみても、少子化・過疎化を背景に、学校の小規模化が進み、この3

年間で全国での公立の小中学校などの統廃合されたケースは 430 件を超える状況となっております。

また、もう少し長いスパンでみますと、文部科学省の学校基本調査によれば 1989 年度に 24608 校だった公立小学校は、2018 年度には 19591 校と。また、公立中学校では 10578 校から 9421 校へと減少しています。約 30 年間で小学校で約 20%、中学校で約 11%の減少となっております。また、児童数・生徒数で見ますと、小学生で約 950 万人から 631 万人へと 34%。中学生で約 539 万人から 298 万人へと 45%も減っている状況でございます。

また、私たち議員はこの 1 月 19 日から 20 日にかけて岐阜県白川町に行政視察をしてきました。その中で、学校再編に係る経過やその後の計画等について研修をしてきました。特に課題として、保護者や地域住民との合意形成や地域コミュニティの維持、地理的要因、交通事情などが掲げられていました。

そこで、我が町多気町では、学校統合について、どのように考え、どのように計画されていくのか、現在のお考えを聞かせていただきたいと思えます。

まず、町長に伺います。学校統合に至る経緯、統合についての考え方についてお伺いします。よろしく申し上げます。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

久保町長。

**○町長（久保 行男）** はい。藤田議員の方からご質問いただきました。発端と申しますのは、平成 26 年に文科省の方から 58 年ぶりに学校統合、再編についての見直しを行うというのが発端であります。で、今議員もおっしゃっていただいたように、2012 年からその 30 年前にさかのぼると約 30 年間で 700 万人、約 4 割減少、子どもの出生数が減っていると。まあ、こういう結果に基づいて、文科省の方からやろうということで、多気町に置き換えてみますと、合併した時が平成 18 年、私が就任したのが平成 22 年。4 年たつとるんですけども、令和 4 年までで子どもの数というのが 131 人あったのが、昨年で行きますと 68 人ぐらいの出生数とちょうど半分、4 割を超えて、更に多気町は子どもの減少と

というのが出生数っていうのが減っております。まあ、こんなことから統合について、平成26年に第1回目に多気地域の保護者の皆さん寄っていただいて、統合についての説明をさせていただきました。そのときは時期尚早というのと、それから反対意見も結構ありまして、残念っていうか取り組むことを控えました。

平成じゃない、令和元年かな。元年にも2回目の諮問を行いまして、その時も翌年に答申をいただいたなかでは、時期尚早ということで、反対意見でも時期尚早ということで様々な施策をこれから取り組んでくださいということでありました。で、昨年更に第3回目の諮問をいたしまして、まあ結果は統合すべきという答申をいただきました。これは、ある学校では複式やら、それから複々式が発生するということで、それで果たしていいのかと。もちろん、国の方でいうとるクラス替えができないとか、それから通学距離が4キロせないかんとか、それから友達が固定化するとかいうデメリットを挙げられて、多気町でも統合について進めていこうということで、先般も議会の皆さんにもまた地域の皆さんにもこれからお示しをしていこうということであります。経過としては、そういうところであります。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

藤田議員。

**○8番（藤田 清隆）** はい、ありがとうございます。やはりこのような少子化の状況になったなかで、やはりこの統合というのは避けられない問題かというふうには考えております。

続きましてですね、具体的な内容につきまして教育長の方にお伺いします。現在の小学校の児童数、校舎等の施設の状況についてお聞かせください。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

**○教育長（小林 真一）** それでは、藤田議員のご質問にお答えさせていただきます。この議会の初日に私の方から諸報告もさせていただきましたが、現在の

町内の各小学校の児童数でございます。これは本年の5月1日現在でございますが、相可小学校で283人、佐奈小学校で59人、津田小学校で69人、外城田小学校で64人、勢和小学校で211人、合計で町内小学校686人。このような状況になっております。

また、学校の施設でございますが、相可小学校の校舎につきましては昭和46年に建築されております。築後52年を経過しようとしております。体育館につきましては平成9年。これは築後26年になります。そして、佐奈小学校でございますが、平成19年に建築されており、16年の経過となっております。体育館につきましては、昭和58年。40年の経過となっております。津田小学校につきましては昭和47年。51年の経過。体育館につきましては昭和57年、41年の経過となっております。外城田小学校につきましては平成2年。33年の経過。体育館につきましては、昭和60年、38年の経過となっております。また、勢和小学校につきましては、昭和47年、51年の経過。平成16年、体育館につきましては平成16年、19年の経過となっております。いずれの校舎につきましても、鉄筋コンクリートの構造造りで建てられております。

以上、生徒数と、あ、児童数と建物の状況でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

藤田議員。

**○8番（藤田 清隆）** はい、ありがとうございます。私もですね、相可小学校出身で自分らの時にはですね、一学年で確か52人ぐらいはおったかと思えます。まあ、ただ相可小だけで考えますと、まあ300人ぐらいというふうに考えれば、まあそんなに変わらない。っていうのは、変わらないっていうのは、あくまで相可台の団地があってですね、人数がこんだけあるということですね、もしなければかなりの減少かというふうな状況になるかというふうに考えます。

続きましてですね、各学校の学級数についてはどのようになっているかお尋ねします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） お答えします。現在の学級数でございますが、相可小学校につきましては普通学級が 12 学級、特別支援学級が 3 学級、計 15 学級となっております。佐奈小学校につきましては、普通学級が 6 学級、特別支援学級が 1 学級、計 7 学級。津田小学校につきましては、普通学級が 6 学級、特別支援学級が 1 学級の計 7 学級。外城田小学校につきましては、普通学級が 6 学級、特別支援学級につきましては 1 学級、計 7 学級。勢和小学校につきましては普通学級が 8 学級、これは一年生と五年生で 2 つのクラスとなっております。そして、特別支援学級が 3 学級の計 11 学級。このような状況になっております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

藤田議員。

○8番（藤田 清隆） はい、ありがとうございます。ええ、児童数がやっぱりね、かなり減っているという状況の中です、続きましてですね、その今後の児童数の推移について教えてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） はい。お答えさせていただきます。令和 5 年の 5 月時点の調査。これでは、令和 4 年度までの出生数や年齢別人口。これがすでに出ておりますので、令和 11 年度までの児童数が推計できます。学校統合の目標としています令和 10 年度。この地点で推計いたしますと、多気町全体で、小学校が、小学生の児童が 566 人。これは令和 5 年度に比べまして、120 人の減少となります。学校別で見ますと、相可小学校で 265 人。これは今年度と比べまして 18 人の減少。佐奈小学校で 67 人。これにつきましては 8 人の増加。津田小学校につきましては 49 人。20 人の減少。外城田小学校につきましては 43 人。

21人の減少。勢和小学校につきましては142人。69人の減少。このようになっております。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

藤田議員。

**○8番（藤田 清隆）** はい、ありがとうございます。ええ、やはりですね、かなりの児童数が減っていくという状況になっていると思います。あの一部ですね、佐奈小につきましては8人ぐらい増えるという想定であります。やっぱり全体的にはですね、かなり減っているような状況が確認できます。

続きましてですね。ええ今度はですね、学級数については今後どうなるのか、ちょっと教えてください。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

**○教育長（小林 真一）** これも令和10年度の推計でございますが、普通学級ベースでの推計とさせていただきたいと思います。相可小学校では普通学級で12学級を維持する格好となります。佐奈小学校におきましては6学級。津田小学校につきましては4学級。これは二年生と三年生、それと四年生と五年生が複式学級になる見込みとなります。そして外城田小学校につきましては5学級。二年生と三年生が複式学級となる見込みとなります。勢和小学校につきましては7学級。六年生のみ2クラスになる見込みとなります。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

藤田議員。

**○8番（藤田 清隆）** はい、ありがとうございます。学級数もですね、やっぱりまあ、だんだんこう減っていくという状況が確認できます。

続きましてですね、仮にですね、今後令和10年度に多気地域の小学校が統合した場合の学級数についてはどのように推測されていますか。お聞かせください。

い。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） はい、お答えします。令和10年度では、多気地域の児童数の推定合計で424名となる見込みでございます。学級数につきましては、統合した場合、普通学級ベースでございますが一年生、二年生、三年生が2学級。四年生・五年生で3学級。六年生で2学級。計14学級となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

藤田議員。

○8番（藤田 清隆） ええ、やはり一・二年が少ないということですね、やっぱり今後やっぱりこの減少傾向っていうのが続くというふうに考えられますか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） ええ、そうですね。あの残念ながら、今後、児童数につきましては徐々に減っていくものと考えられます。11年度についても推計が出ております。10年度よりさらに児童数は減っていくものとなります。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

藤田議員。

○8番（藤田 清隆） はい、ありがとうございます。もちろん、この多気町だけではなくですね、全国的にもですね、こういう状況になっているかと思えます。まあ、今後の進め方についてはですね、いろんな問題があるかと思えます。検討する余地は充分にあるかと思えます。

ええ、続きましてですね、もしこの統合した場合にですね、メリット・デメ

リットについてお伺いします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） お答えします。まずメリット・デメリット。この前に望ましい小学校の姿として、1学年1学級以上であること。そして、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数の先生を配置できる環境が必要と考えます。そして、メリット・デメリットについてでございますが、これは表裏の関係にあります。多気町に限らず、一般的な例で申し上げますと、まず学習面でございます。一例を紹介させていただきます。メリットにつきましては、集団の中で多様な考え方に触れ、認めあい協力しあい、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を更に伸ばしていきやすい。こういうメリットがございます。デメリットにつきましては全教職員による児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすいということもございます。

次に、学校での生活面でございます。メリットにつきましては、クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすいということになります。一方、デメリットにつきましては学年内、異学年間の交流が不十分になりやすい。こういうデメリットもございます。

次に学校の運営面でございます。メリットにつきましては、教員数がある程度多いため経験や教科・特性などの面について、バランスのとれた教員を配置を行ないやすいことになります。デメリットにつきましては教職員相互の連絡調整が計りづらいということもございます。

そして、統合した場合の、統合した場合多くのメリット、これを当然生かす、デメリット、これは言い換えれば課題となるわけでございますが、克服するように努めなければならない、こういうふうに考えます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。



藤田議員。

**○8番（藤田 清隆）** はい、学習面、生活面、学校運営面という角度からですね、それぞれデメリットとメリット・デメリットをいただきました。ええ、まあやはりですね、いろんなことがあるかと思いますが、あとですね、今後統廃合をする中でですね、廃校となる地域についてですね、ちょっと訪ねてみたいと思います。これにつきましてはですね、やはりまあ、デメリットの要素があるかと思いますが、ここに対してはどのようにお考えですか。教えてください。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

**○教育長（小林 真一）** はい。統合した場合、空いてくる学校についてでございます。今、小学校につきましては各地区のコミュニティの核となるところがあります。公民館活動やあるいは区長会。そういったものが、小学校を中心に今形成されております。それにつきましては、少し形が変わるか分かりませんが、維持していく必要もあろうかと思えます。また、学校そのものにつきましては、誰のための学校なんかってことも充分、あの教育委員会としては考えていきたいと思えます。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁が終わりました。

藤田議員。

**○8番（藤田 清隆）** はい、ありがとうございます。やはりですね、この小学校単位というのはですね、文部科学省の手引きにもですね、各地域のコミュニティの核としての性格を有すると書いてます。ですので、ですね、あの、もし統廃合された中でですね、廃校となったところについてはですね、やはりかなりのケアが必要になろうかと思えます。ここについてはですね、我々もちょっと気をつけながらですね、進めていってほしいと思えます。

続きましてですね、この4月の12日に、小学校統廃合検討委員会から答申が出

ています。この主な内容について聞かせてください。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

**○教育長（小林 真一）** はい、お答えさせていただきます。統合検討委員会につきましては有識者5名で、今回は組織をしております。6回の開催を経て、答申をいただきました。まずあの、諮問の内容でございますが、学校統合の是非を求めたものではなく、多気町として多気地域の小学校統合の方針を示し、町民及び学校関係者の理解を得るために、そのための条件を整理すること、これを趣旨として意見を求めたものでございます。

答申の主な内容でございますが、まず多気地域の小学校については近い将来複数の学校で二つの複式が発生することが懸念されると。また、相可小学校と津田小学校の校舎は築後50年以上が経過しており、今後建て替える場合は多くの財政負担が発生することも考えられます。このような現状を踏まえ、学校教育法施行規則第41条における学級数の適正な規模。これと、新しい時代の学び、これを実現する教育環境を整えるには、多気地域の小学校再編整備することが必要だと考えると、答申をいただいております。

そして、多気地域の小学校統合にあたっての基本的方針でございますが、委員会の方からは統合の対象校については一度に全ての多気地域の学校を統合すべきと考える。統合の方式については、多気地域の小学校の統合はあくまで新設統合とする。そして、小学校の名称については新しい名称とする。そして、小学校の位置でございますが、統合小学校の位置は多気地域の小学校のなかで、もっとも敷地面積の広い現相可小学校とその周辺とする。ここで、ただし、この地域は櫛田川水系の洪水浸水想定区域内に位置していることから防災対策に万全を期することが必要であると述べられております。

そして統合の時期でございますが、令和10年度に多気地域の小学校を統合し、新しい小学校の開校をめざす。ただし、その時期は新たな学校施設が完成した上で、小学校統合にあたっての協議・調整が終了し、多気地域全ての小学

校を受け入れる体制が整い次第とする。そして、統合の進め方と新たな学校づくりについては多気地域小学校統合準備委員会を速やかに設置し、協議・調整を図るべきと考える。このような内容でございます。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

藤田議員。

**○8番（藤田 清隆）** ありがとうございます。いろんな答申として出ております。ですね、また、この答申を踏まえてですね、今後その統合に関して担当部署としてどのように計画をされていくのかお聞かせください。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

**○教育長（小林 真一）** はい、お答えさせていただきます。教育委員会では、統合検討委員会の答申を最大限に尊重させていただき、教育委員会としての方針を現在議論しているところでございます。そして、総合教育会議、これは町長を加えた会議になりますが、この会議において町長との調整を得て、オール多気町として学校統合に取り組んでいきます。今後につきましては今年度当初に予算を議決いただいた基本方針や基本計画を策定に着手していきたいと思っております。その上で、保護者や地域の説明会を考えています。

基本方針・基本計画ができましたら設計、建築と、令和10年度の開校に向けて準備を進めていきたいと考えています。あわせて、事業費やそれに充当する財源。非常に大事になってきましたが将来にわたる財政負担と財政に関する見通しを検討していきます。

一方で、答申には統合準備委員会とありましたが、統合検討委員会の準備部会として、新たに組織を立ち上げ、新しい学校はどのような学校にしていくのか、また教育方針や学校名、通学方法、事前交流等の授業、これらを検討していくことを考えていきます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁が終わりました。

藤田議員。

○8番（藤田 清隆） ありがとうございます。ええ、いろんなですね、考え方を聞かせていただきました。学校ですね、統廃合を考える場合、設置者である町、子ども、保護者の直接な関係者だけではなくてですね、やっぱり地域という存在があることをですね、しっかりと理解する必要があるかと思えます。

ええ、やはりですね、この保護者、関係者、地域住民を含めてですね、十分な説明をして、理解を得ながら、地域の意見を尊重して、子どもたちにも統合してよかったといえるような新しい学校をめざしていきたいというふうに考えます。

はい、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂井 信久） これで、藤田議員の質問が終わりました。

---

### （3番 木戸口 勉幸 議員）

○議長（坂井 信久） 続きまして、3番目の質問者、木戸口議員の質問に入ります。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 3番、木戸口です。一般質問をさせていただきます。

私は、一点につきまして、一問一答方式で質問をさせていただきたいと思えます。多気町笠木地内に残る室町時代居館跡を、いわゆる郭跡でございますが、これを多気町指定文化財にならないかということでございます。

室町時代後半の動乱の時代に、西暦1500年代前半でございますが、本町には北畠氏の家臣が活躍していた城、砦の跡が多く存在をしております。それは山麓や山城にありまして、今日ではわずか、わずかにその面影を残すのみとなっております。多気町史によりますと、その数は多くありまして、長谷城をはじめ、笠木、矢田、西山、五桂、四神田、野中と多く残っております。中でも県下で屈指の大きさを誇りますのが笠木郭跡、郭跡でございます。それは笠木、

中笠木でございますが、の高台にありまして、大きさは東西の長さが 500m、南北 400m の大変大きなものでございます。土塁に囲まれました郭跡、郭跡がですね、40 か所、井戸が 20 か所余り残っておるといふ、貴重な歴史遺跡でございます。

そこで 1 番でございますが、この居館、郭跡のですね、主はですね、従来から伊勢国司北畠氏の家臣と思われておりましたが、これほどの規模の居館となりますと北畠氏以外には考えられないといった記述もありまして、北畠氏の居館なのか、それとも家臣の居館なのかということでございます。伊勢国司北畠氏の居館跡ということになりますと、文化財として非常に価値が高いというふうに私は考えるわけでありまして、この点につきまして教育委員会の見解をお伺いしたいと思います。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

達教育課長。

**○教育課長（達 武彦）** ええ、それではただいまのご質問にお答えをさせていただきます。あの私は、あの歴史の専門家でも何でもありませんので、いろいろなまあ書籍がございましてですね、そちらのほうを引用させていただいて、お答えをさせていただきたいと思っております。三重県史の編纂グループですね、これは県でございまして、県の教育委員会でございますが、町で 2008 年にこれ発刊されておりますが、「続発見！三重の歴史」によりますとですね、笠木は古くは笠服、笠の「き」は「服」という字、衣服の服を書いて「笠服」とも書きまして、関係史料中に室町時代の内宮領として書かれております。そこを知行していたというのがですね、その時代、北畠氏一門の坂内氏というのが書かれています。

また、坂内氏奉行人から内宮の祢宜に、祢宜さんですね、祢宜にあてた手紙に「御所様御在庄」と書かれており、御所様というのはおそらく坂内氏のことをいうと思われそうですが、御在庄というのはようは地元にいたということが書かれておりまして、坂内氏が「笠服庄」、笠服庄っていうてもだいぶ広い範囲にな

と思うんですが、に居たことを示していると考えられておりまして、坂内氏がですね、この居館の主として推測できるというふうにされております。町の教育委員会としてもですね、この考え方っていうのを踏襲するっていうかですね、同じというふうに考えております。

以上です。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁が終わりました。

木戸口議員。

**○3番（木戸口 勉幸）** 資料をちょっとう、映し出してありますので、ご覧をいただきたいと思いますが、冒頭にまあ位置を申し上げたいと思いますが、ちょっと映さしてもらいます。郭跡の図でございますが、これもまあ、教育委員会の方からいただきまして、今映してありますが、中笠木のもので、いわゆるちょっと少し高台にあります郭跡でございます。このグリーンで塗ってありますが、宮川用水のルートでございます。その上に民家が5戸ほどございまして、これが中笠木でございます。そのいわゆる北側に一面に広がっておりますのが、郭跡ということでございます。こういう形で、一つ一つがですね、区切られてございます。中には大きな郭跡が存在をしておるという位置図でございます。これをまあ、ご覧いただきたいならお分かりかというふうに解釈しておるわけですが、まあ、そういうことでございます。

ただいま、教育課長からいわゆるお答えをいただきましたんですが、なぜこういうことをまあ申し上げるかといいますと、まあ、信長公記等も参考には私も、一行しか載っておりませんが、思つとるわけですが、思っておるわけですが、やはりまあ今言われましたように北畠氏のいわゆる一門ということと、それから北畠氏、北畠氏そのものの、いわゆる居館、郭跡ということになりますと、価値観が全く違いますので、その辺をですね、さらにまあ、資料等は年数がかなり経過した以前のものでありますので、更にこう調査をすることによってですね、このあやふやな点もこう書いてございますので、初めに出てきましたのがどうもやっぱりこう力関係で北畠氏のものに近いだろうという

ことが書いてありまして、ほいで、後段の方にいきますとやはりまあ坂内氏という名前が出てきて、で、まあ坂内氏が一番有力ではないかという説がまあ今も生きとるわけでございますが、私はまあぜひですね、この機会をとらえて、まあ結果は仕方はないことですが、もう少し踏み込んでですね、分かればやはり北畠氏っていうのはまあ最近になって私も色々こう見てみますとですね、室町時代、南北朝のですね、まあ一代を風靡した織田信長に攻められるまではですね、やはり240年という歴史と村上家のずっと子孫であるということと名門であるということになりますと、まあ北畠氏のいわゆる主がおったということになりますと、かなり大きな史跡、貴重な歴史資産っていうことに私はなるかと思えますんで、その辺をですね、更にまあ非常に難しいとは思いますが、まあ教育委員会の姿勢としてですね、これを更に進めて、まあ歴史っていうのは後になって色々こう出てくることがありますんで、その辺をですね、教育委員会として更にもう少しこう調べてみるということができるのであれば、そうして欲しいなというふうに思うんですが、その辺をちょっとお聞きをしたいと思います。まあ、達課長もですね、かなりこう歴史的には非常に広い知見を持っておられますので、その辺を期待しながらですね、お願いしたいというふうに思うんですが、まあ北畠氏ということになりますと、歴史的価値と文化財的な価値が非常に大きいし、一挙にそういった価値が高まるのではないかとこのように私も思いますので、再度もう一度お伺いをいただきたいと思えます。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

達教育課長。

○教育課長（達 武彦） 坂内氏のことにつきましてですね、坂内氏につきましてはですね、北畠氏から分家をした種族であるというふうに、まあいろんな資料でも考えられているというふうに思います。分家した後、分家したのは、もう1400年より少し前でございますが、その時代からある程度100年くらいにわたりましてですね、代々北畠氏の国司の兄弟、姻戚関係にずっとあると、そのずっと筋で当代の生まれた子どもじゃなくてですね、北畠氏からまた養子

を迎えてっていう深いつながりをずっと持ってきた姻戚関係であるというふうに書かれております。

坂内氏につきましてはですね、北畠氏が南伊勢の方を支配するにあたって神宮領でありました度会郡、それから多気郡、飯野郡っていわゆる3郡をですね、統治するにあたって、その、そこを統治する代官的な役割をしてみえた士族というふうに考えておりました、ただし、坂内氏につきましてはですね、ここの笠木館の主であったかどうかというのには書物にはほぼほぼ載っていない。この笠木館についての記述があるってというような歴史資料がなかなかないってというようなこともございましてですね、はっきりしたことは分からない。松阪にも坂内っていう地名がございまして、坂内氏の居館跡、坂内城ってというのが実際はあるというふうに言われておりました、実際坂内氏がどこに居を構えていたってというのは推測に過ぎないというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁が終わりました。

木戸口議員。

**○3番（木戸口 勉幸）** ただいま達課長からご答弁いただいたわけですが非常に言われるとおりでというふうに私も分かるわけですが、非常にまあ難しいということでございます。まあ、歴史は今でも、未だにですね、今でもですね、色々こう戦国時代から以前のことが再発見される時代でもありますんで、まあ、できる限りですね、分かればまた色々調査をしていただくということで、この点は終わりたいというふうに思います。まあ、ぜひともよろしく願いをいたしたいというふうに思います。

それから2点目、2つ目に入りまして、今多気町にはですね、71のまあ載っておるんですが、文化財が指定をされております。この室町時代ですね、居館跡を文化財指定するにはどのように、どのようにすれば指定になるのか。指定にはどういった条件をクリアしなければならないのかということでお聞きをしたいと思っております。よろしく願いしたいと思っております。



○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

達教育課長。

○教育課長（達 武彦） 手続き的なことから申し上げたいと思いますが、この居館跡をですね、町の文化財の指定をするにはまず文化財保護法第2条第4項の「城跡、旧宅、その他の遺跡で歴史上、学術的に価値の高いもの」であるという条件がございます。その上で保護の必要性の高いものであるということになりまして、その後そういう条件がそろった上で、多気町文化財保護条例第5条第2項に基づきまして、所有者もしくは権限に基づく占有者からの申請、指定申請が必要と。それに基づきまして審査をさせていただくというようなことが必要となってくるというものでございます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） ええ、71のですね、文化財をこう拝見をいたしますと、このいわゆる山城とか城の関係は35番に篠山城跡っていうのが出ておりまして、これがまあ1か所出ております。これ以外は、そういった類はございませんが今、冒頭にも申し上げましたようにですね、大きさは南北500メートル、南北、間口500メートルですな、東西500メートル、南北400メートルの大きさっていうのは類がしないくらいの大きさでありますんで、まあその辺を念頭に置いていただくとですね、非常にまあまあ郭跡としては非常に貴重なものであるというふうに、私はずっと思っておるところであります。

まあ、そんな中でいきなり文化財と指定してしますと、まあ、現地を訪れた方が今の状況ですとなかなか文化財にはすぐわんだらうというように私も思うわけですが、あまりの大きさで、そんな中でですね、まああの、現地在航空写真も見せてもらいました。そうしますとこの室町からずっとこちらに向かってですね、その郭跡のこの大きさの中で少しも農地になっったり、開発されたことが全く見当たりませんし、課長の、に話をお聞きしますとで

すね、ある真ん中頃からを奥むいて向かいますと、いわゆる土塁も十分確認ができる、井戸もあるということでありまして、これぐらい年数がたつってもそれが存在をしているちゅうのは大変貴重だというふうに私は思っておりますし、手を加えていないということが非常に、非常に貴重な遺産であるというふうに私は思っております。

まあ、そういったことからですね、その前向きに、まあ確かに大変大きな面積になりますんで、そう簡単にいつからこういうふうに整備をしてどうするというわけにはなかなかまいらんとするんですが、やはりこの文化財にいきなりならんにしても、どういった形でこれをこう地元もそういった形で残しておりますんで、そのままずっと放置をするんじゃないかという状況はそのままずっと推移をしておりますし、きてるんですが、部分的には竹も切っちゃんとしておると、まあこのことと全く別個なんです。しとるところもございます。まあ、そんなところでありまして、全部が全部こんなことを綺麗にできるわけでも私はないと思っておりますんで、部分的にできるところがあればですな、そういうところに手を加えるということも、手っていうんか、その保存する形ですな、するちゅうことも非常に大事なことです。歴史がどんどん経過する中で、年数が経過する中では貴重なもんだというふうに私は思っておりますし、誰もそうは思うわけではございませんんで、まあ、そういうことをですね、なんとかこういきなり多気町の指定文化財ちゅうのはならんかも分かりませんが、その辺の考え方をですな、お示しをいただいて、教えていただきたいなと思っております。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

達教育課長。

**○教育課長（達 武彦）** 非常にですな、指定することが筆数もさることながら、所有者の数も多くて、非常にまあそういう指定申請をいただくこと自身も多分難しい現状があると思っております。それとあの先ほど答弁させていただいたとおり

ですね、非常にまあ、文献等が残っていないと。実際に笠木館がどういうものであって、歴史をどういう役割を果たしていたのかというようなことがはっきりしていない部分がございます。

あくまで、いろんな文献全て推測の範囲を超えない部分がございます。指定には非常にまあ難しい物件ではあるというふうには考えております。ただし、あの先ほどからあの議員われましたとおりですね、非常にまあ中世の遺構としては規模も大きくですね、土類等の城郭をなす部分がですね、非常にまあはっきりしている部分もありまして、まあ価値がないかというところと非常にあるのではないかというふうにも考えられるところはございます。あの、非常にまあ広範囲にわたる部分でございますので、地権者の方もたくさんみえましてですね、手を加えるというのは非常にまあ難しいのではないかというふうに考えておりますが、教育委員会としてはですね、今の現状の状態からこれもう500年以上にわたりましてずっと保存されてきた状態がございます。そういうことも考えますとですね、この先もこの現状を保存するというような事を優先して考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

木戸口議員。

**○3番（木戸口 勉幸）** 少しちょっと方向変えまして町長、ずっとお聞きしてもらったと思うんですが、町長自身は非常に歴史に広い知見を持っておられますし、関心もありますし、非常に色々と知識も豊富であります。まあ、そんななかでですね、申し上げてきましたその笠木の郭跡に関しまして、まあ他のことも関連してでもよろしいんですが、このいわゆる室町時代からこちらのことに関して、その歴史認識というのはお持ちだと思っておりますが、この辺の笠木の郭跡でも結構なんですけど、全般でも結構です。その歴史に関しましてのいわゆる歴史文化のご認識をちょっとお伺いしたいと思います。ちょっと答えにくいかもしれませんが。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行央） かなり難しいご質問ですので、どう答えていいかわかりませんが、まあ自分も全く室町時代の北畠さんっていうのがどのようにこの辺のかかわりを持たれたのか、ちょっとよくわかりません。あの、ただ北畠さんについては一志郡の多気の方に北畠神社がありまして、あそこは3、4回行きました。で、笠木館のほうは正直言いまして、恥ずかしい話なんですけど、全くわかりませんでした。あの、顕能さん、北畠顕能さんなんか、近房さんなんか、その後の人が住まわれてたんかも、ちょっとその辺もようようわからんし、どういう功績っちゅうか、どういう役柄で仕事をされてたんか、伊勢の国司の方に来られたんかっていうのがちょっとその辺がようわかりませんので、これから勉強させていただきましても。ただ課長も申し上げておりましたように今まで笠木館の方は全然話、あの出てなかったと思いますので、これから、もしかしたら面白い発見につながることもあるかもわかりません。ただ北畠氏の館跡とか、そういうのはまあ有名なのはやっぱりこの辺では一志郡多気の北畠神社が有名になっておりますので、そことどう関わりがあるのか、ちょっとその辺がよくわかりませんので、あの勉強もしてみたいと思います。そういう答えしか申し訳ないけども答えられません。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） はい、町長のお答えをいただきまして、ありがとうございます。まあご認識ということで留めおきたいというふうに思います。

それでは、次でございますが、なんべんもくどいようですが、東西 500m、南北 400mの大きさということもございまして、貴重な遺跡でございます。中心部ですね、郭跡まで、郭跡まで行けるような、いわゆる歩くような道なんですけど、これを何とか簡単な道でいいわけなんですけど、これが何とかこう、つ

かないものなのかなというふうに思うわけです。その、課長からも言われたように、土塁が残っておる井戸が残っておる、まあ、非常にまあ荒れておる所なんです、その辺の考え方をですな、ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

達教育課長。

**○教育課長（達 武彦）** その現在ですね、居館跡と思われる範囲につきましては、ほぼ荒廃した竹林でございます。なかにはですね、一部まあ所有者の方がですね、竹を切られたりとかされてるんですが、まああの土塁とか井戸跡とか沢山まあございまして、非常に重機やそんなんは当然いれるとですね、その土塁自身が崩れるような危険性、郭跡がなくなる危険性もございしますので、それについては埋蔵文化財と同じ扱いでございますね、そういう立ち入りはしてもらわないようにうちの方は指導をしている関係もございまして。それと、まあ当然荒廃している竹林、それから井戸跡がありますので、危険だというようなこともございまして。それと、120 筆以上、さっき先ほど言いましたようにですね、分かれておりまして、いずれも私有地というようなところでございまして、無断で立ち入ることが出来ないというのが現状でございます。ただ、なかにはですね、赤道がたくさん通っておりまして、そこを通ってですね、遺構を確認することは可能だというふうに考えております。特に、その議員画面で示されているようなですね、南って書いてある辺りからずっとまっすぐ真ん中の方へ入っていく道がございまして。これは、ほぼ赤道だというふうに考えております。そこから西の方へ抜ける道、これも赤道でありまして、その辺りにですね、特に遺構が分かりやすく存在しているというようなこともございまして、その部分についてはですね、入ってみることは可能だと思います。ただし、先ほどから言いましたように荒廃している竹林ということもございまして危険も伴いますので、一部しか入ることができないというのが現状やっというふうに思っております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） それでは、最後でございますが、現地には笠木（坂内）、坂内氏でございますが、郭跡の表示板というのが設置をされております。年数もかなり経過をしておりますので、まあ最後にですね、まあ、この辺一帯を整備するとかっていうなくして、まあ関心のある人はどんなんやってことで見に来られる方もあろうかと思っておりますので、新たにですね、これもまあ年数がかなり経っておるといふことでもありますので、新たに分かりやすいその表示板の設置をぜひですね、考えてもらいたい。これはまあ別にお金かかるわけでもございません。そんなに多額のお金が必要ないといふことでもございませんので、是非まあ形のよい、姿のよいものをぜひ作ってもらいたいというふうに思いますが、書かれておりますのがですね、笠木館跡といふことで書いてございまして、消えとる部分があるんですが、残っておる部分をこう見ますと、いわゆる館はですね、かつての神宮祭主領でまあ神宮領であったと。それから、約1460年代でございますが、完成年間頃より坂内地の地業地になって坂内氏の居館跡として断定されているというふうに書いてございまして、永禄12年、1569年、織田信長の軍勢と北畠の軍勢が小河内城で攻防を展開したが、決せず、信長の次男の信勝を北畠氏の養子としてで和義を結んだといふふうに書いてございます。具教、具房、父母の坂内、坂内の御所に退城したということが書いてあります。これが信長公記に載っておるといふことでもございます。天正4年にほとんどの方ご承知かと思っておりますが、伊勢の館で信長の手によって命を落とされたといふことが書いてございます。まあ、こういったこと付け加えるなりしてですね、ちょっと姿の良い表示板をぜひまあ貴重な室町時代の館跡でございますので、考えていただきたいと思っておりますが、ご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

達教育課長。

○教育課長（達 武彦） ご指摘の表示板につきましてはですね、先ほど言わせて

いただきました南側の進入口のあたりに設置をしてあるものがございます。ただし、これにつきましてははですね、教育委員会で設置したかどうかは今ではちょっと不明な部分がございます。ええ、そういった看板ですね、町指定看板以外の看板も昔からその指定看板以外の看板をですね、町の方で指定した看板も町内にはたくさんございまして、必要に応じてですね、それについてもですね、もし経年劣化して古くなった場合はですね、取り替えはさせていただくのが必要があるのではないかというふうにも考えております。非常にまあ言われたとおりですね、大変見づらいような状況になっておりますので、撤去した上でですね、今新しいその歴史的な見解やそんなんもありますので、それを付け加えた上で、先ほど言いましたような、例えば安全な見学ルートですね、でもまあ行って赤道を行って帰ってくるぐらいのルートになると思いますが、そういうことも示した上で、新しい看板としたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 前向きでありがたい、ええ、ございます。ありがとうございます。それでは、以上で、私の1点の質問を終わります。

○議長（坂井 信久） 以上で、木戸口議員の一般質問を終わります。

---

○議長（坂井 信久） 以上で、3名の通告者の一般質問が終わりました。13日明日は深水議員の一般質問から行います。本日の会議はこれにて散会といたします。ご苦労様でございました。

（ 6月12日 11時20分 ）

---

（ 6月13日 9時00分 ）

（7番 深水 美和子 議員）

○議長（坂井 信久） 4番目の質問者 深水議員の質問に入ります。

深水議員。

○7番（深水 美和子） おはようございます。深水 美和子です。一般質問をさせていただきます。質問は一問一答方式でさせていただきます。質問は、医療費の窓口無料化（現物支給）の対象年齢についてをさせていただきます。

多気町に住所を有する子ども、15歳到達後最初の年度末までは、子どもの病气や怪我に対する医療費の一部を助成、医療費の一部を助成する医療費助成制度があります。

○議長（坂井 信久） 深水議員。もう少しマイクを近づけてもらえますか。

○7番（深水 美和子） 令和元年9月から6歳までの子どもの医療費について、窓口で支払う必要がなく、その場で助成を受けられる窓口無料化、現物給付を県内の医療機関で実施されています。福祉医療費助成制度では、窓口で医療費を支払った後、口座へ振り込む償還払い方式で助成しております。

質問1です。6歳まで医療費の窓口での支払いが無料化された経緯を教えてください。

○議長（坂井 信久） 質問が終わりました。当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどのご質問について、お答えさせていただきます。平成29年3月に三重県、三重県議会の子どもの貧困対策調査特別委員会からひとり親家庭の子ども医療費の窓口無料化について、早期導入の検討を行うことと提言がなされ、同年の9月に三重県が各市町にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて再検討した結果、これまで医療機関窓口での治療費の支払いが数か月後に助成金として振り込まれている償還払い方式というものに対して、窓口で一時的な医療費負担を支払うことさえ困難な家庭の存在があるということが指摘されました。そこで家庭の経済状況に関わらず、子どもがより安心して医療が受けられるように、セーフティネットの拡充が必要として、窓口で、窓口での無料化とする制度改正が行われてきました。これに伴い各県内の市町におきましては一斉に福祉医療費助成のシステムの改修や医療



機関との事務処理上の調査、調整を経て、平成 31 年に現物給付、つまり窓口無料化の制度が導入されてきた、されてきたところでございます。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） ありがとうございます。えっとですね、あのちょっと周辺の市町の方もちょっと調べさせていただきまして、多気町では 15 歳到達まで、まあ年度末まで医療費の方を実質無料という形で、後日、口座の方に振り込まれる償還払い方式を取られていると思うんですけども、窓口での支払いをしなくていいというのが 6 歳までという年齢制限が設けられている。その理由の方、よろしく願いいたします。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい、19 歳までの子どものうちで、6 歳までの子どもの 1 人当たりの医療費の金額が最も高い年齢層であるということ、また当時、市町から県の補助金対象年齢を 4 歳から 6 歳に拡大するように要望されておりました。これらを踏まえて、県の財政負担を勘案した結果、統一した年齢基準として 6 歳までということで決定されたところです。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） えっと、無料化をしていただくということで、あのまあ市販薬や OTC 医薬品での治療ができるような軽症でも、まあ医療機関へ気軽に受診してしまう、コンビニ受診というのがニュースとかでも取り上げられています。これもまあ、小さな怪我や少しの体調の変化であっても専門的な知識が少ない保護者の方にとってはとても心配になるので、それも当然のことかと思われまます。特に症状を口頭で伝えられない小さなお子様は専門医に診ても

らうことが安心に繋がるため、窓口での医療費負担をしなくていいという制度はとても心強いと思います。個人差はありますが、成長と共に医療機関への受診の回数は減っていくことが多く、6才までと線引きされることも理解はできることかと思われまます。しかし、まあ継続して治療を行っているような、例えばアレルギー症状の受診の方は体が大きくなったり、また治療を行うような新たな治療方法を行ったり、検査方法等で1回あたりの治療費も高額になる場合も出てきます。お子さんは成長と共に行動範囲も広がりますし、突発的に病気になったり、大きな怪我をすることもあります。数カ月後に償還されるとはいえ、医療機関へ受診前にある程度の金額を持ち合わせ、一旦治療費を支払うことが大きな負担になっているという声も聞いております。で、実際の町民の方のお声を1つちょっとご紹介させていただきます。

その方、お子さんが一年生になり、小さい頃から継続して病気の治療をされていたということで、医療機関の方に受診をされました。で、その時、血液検査なども含めて1万円以上のお支払いをされたそうです。で、たまたま高額な医療費だったため、数か月後には指定口座に振り込まれることも気をつけて、確認はされていましたが、もちろん振り込む前に通知の方もいただいておりますので、その葉書もこまめに確認をされておりました。でも、ところが通知が来る予定の月には届かず、支払った金額も決して安価なものではなかったのに、病院等に色々確認をしたところ、これも人的なミスということなんですけども、あのたまたま医療費の申請がその病院から町の方にされていなかったということが判明しました。で、その時はいろいろな手続きを経て、お金の方は支払われたということなんですけども、今回たまたま高額だったこと、それで気付いたというのがあるんですけども、もしかして数1000円のまあ、よくひくような風邪であったりとか、歯科であったりとかの治療費、まあ、そういったもので継続的に行なわれるような治療費が、もしかしたら振り込まれてないんじゃないのかっていう不安に襲われたそうです。

で、そういったこともお声もありましたし、他にも支払いに関するお声を何

件か耳にはしております。もし、この年齢の上限がなければ、こういった不安ですね、町民の方の不安、一時期に支払ったりする金銭的な負担そのものがすべて解決できるのではないかなというふうに私は考えております。

それでは、質問3に移らせていただきます。6歳までの窓口支払い無料としていただくことも大きな本当に一歩だったと思います。今後、年齢の上限の引き上げや制度自体の改善のご予定、お考え等、こちらの方針等はございますでしょうか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい、対象年齢の現物給付の対象年齢の引き上げにつきましては、他の自治体の動向を参考にすることや財源の確保ということが必要になってきます。

また、医療機関を代表される医師会、歯科医師会、薬剤師会等の事務処理上の協力が不可欠となってきます。現時点では、多気町独自での制度改正をする予定はありません。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） それでは、多気町内に医療機関というのはとてもちよっと少ない為、近隣の市町への受診・連携は本当に必要かと思っております。ええっとですね、今回もまあ6歳のっていうのをされたときに、近隣の市町とも共同されたということなんですけども、今後またそういった形で近隣の市町と共同して制度を充実していくなどのお考えは特にはない、ありますでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい、この福祉医療制度につきましては、県内のどの地域においても現物給付のサービスを受けられること、このことを相互

乗り入れと申し上げ、申しますが、この相互乗り入れができることが重要になってきます。多気町の方は多気町内だけではなく、松阪市や伊勢市、津市などの医療機関も利用されます。利便性を高めるには松阪市や多気郡の医療機関だけでなく、広域での医療機関との調整が必要となってきます。

また、受付する医療機関にとっても各市町で制度が違くと混乱を招くこととなりますので、制度を見直すのであれば統一しておくことが望ましいと考えております。制度改正をする場合には、福祉医療費助成システムの改修、また受給者証の様式等を決める必要が出てきます。こういった変更に伴う事務的経費が、新たに必要となってきます。このような事務的経費につきましては、複数の自治体で共同することで、スケールメリットを生かすことで低く抑えることができると考えております。三重県には統一して現物給付化を進めることで、市町が負担すべき1件当たり200円の医療機関に支払う証明手数料、また今後負担が見込まれる金融機関への振込手数料、これらが現物給付化することで節減につながることから、事務の効率化と経費節減のために現物給付化を統一して推進するよう要望しているところでございます。今後は、前回現物給付が導入された時と同様に、できる限り統一した制度設計のもとで、県内の状況を見ながら検討して行きたいと考えております。

以上です。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

深水議員。

**○7番（深水 美和子）** ありがとうございます。ええと、これからまあ、子育てという部分でも、こういった治療費とか、そういった助成をしていただけるというのは本当にありがたいことかと思っておりますので、これからの少子化対策の一環としても、ぜひこの充実の方を図っていただきたいなというふうに思っております。

えっと、これにちょっと関連してくるんですけども、ちょっと画面のほう見させていただきます。本制度がこの始まりまして、数年経っているかと思えます。

で、ただですね、あのなかなか、もう子ども、私の方も子どもがもう少し大きくなりましたので、この制度ということがあまり身近ではなかったのも、知らなかったんですけども、今ちょっとこういった多気町さんの子育てサイトというのがすごく素敵なウェブサイトができておまして、そちらのほうをちょっとまあご紹介という形になるんですけども、ちょっとまあ見させていただきまして、これもまあ、たまたまちょっと今回調べている中でこのページを見つけたという形になります。ええ、この中で色々と自分なりに検索をさせていただいたんですけども、このページですね、ちょっと今まあパソコン今、パソコンのこの表示にさせていただいているんですけども、まあ実際には一般の方、殆どが多分スマートフォンだったり、そういったもので検索されるという方がほとんどかと思われまます。

で、このサイトの方もスマートフォン対応で縦型になるんですけども、内容としてはほぼ一緒でして、このまあ、せっかくこの素敵なサイトを作っていたんで、これを利用してちょっと調べたいというふうに思いまして、調べたんですけども、その時に何ていうんですかね、この、ええと、ただこう窓口的なサイトになっていて、ここから多気町のホームページの方にリンクがされているというものになります。

で、こちらの方見させていただきまして、その入り口は本当にこのイラストでかわいらしい感じなんですけども、結局この飛んでいく先が文字ばかりのサイトに行く前に、サイトに行ってしまう形になっているので、一般の方にとってはとてもその後、理解し難いとか分かりづらいページになっているんじゃないかなというふうに感じました。

で、ええっとですね、一般の方にとって目的のものを探するための手段として、利用者の目線での情報提供がちょっと不十分なんじゃないかなというふうにはちょっと感じましたので、今回ちょっと例であげさせていただいたんですけども、しっかりした文書、条例であったり、法律に基づいた文言など、確かにこれは必要かと思われまますが、言葉遣いや書き現わし方、発信する側の一方通

行で伝えて終わりというわけには多分今後いかないのではないかなというふうに思っております。

で、この調べにくさというのが自分が今回この6歳までの医療費が無料、実質無料で窓口支払いがないというのを調べようと思った時に、この中だったら検診、予防接種、この辺りかなというふうにこう進んでいくんですけども、あの実は違ってっていうところがありまして、なんかこう調べたいものがそこになくというような状況にありました。

で、国としてもまあ、子ども家庭庁を作られたっていう目的の一つとしては、子育てをする中で出てくる問題を1つに集約して対応の早さや情報の共有、利便性の向上を目的とされているというのもあります。一般の方にとって、この医療費に関しては今回町民環境課であったりとか、こども課が今回新設されたりとか、まあ小学校に上がったなら教育委員会であったりとか、色々その部署が分かれていってしまう。で、そういったものが一般の方にとっては、この縦割りの行政の仕組みというのがとても分かりづらくて、どこに何を聞いていいのかが分からない。まあ、そういったものがなんかこのページにもちょっと表れているんじゃないのかなというふうに私は感じました。

多気町でも、こども課ができて、今、子育て中の方、まあ、これからお子さんを生む方とかって、もうとても期待はされているかと思います。ウェブサイトに限らず、何においても見やすさであったり、分かりやすさ、あらゆる立場で表現が本当に適切かどうかを検証や分析、改善が必要かなというふうにはもう感じます。他の部署にも、もう共通して、これはもう言えることにはなるんですけども、部署間の垣根を越えて、よりわかりやすく、良い制度は情報を伝えて理解してもらえらという努力が必要かと思います。で、現在のウェブサイトについて、あのまあ、今後改善されるご予定とかはありますでしょうか。

**○議長（坂井 信久）** 質問が終わりました。当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

**○企画調整課長（宗林 孝）** それでは、ホームページについてのご質問であり

ましたので、企画調整課よりお答えさせていただきます。子ども福祉医療費につきましても、先ほどのご質問にもありましたとおり、ウェブサイト上では手当助成金のページに掲載されており、議員ご指摘のとおり、未就学児の福祉医療費窓口無料化サイト、無料化の説明サイトへたどり着くには目的別の文字サイトをいくつか経由する必要があるとあり、制度名をご存知でない町民の方には分かりにくい状況にありました。子育て関係施策につきましても、新設された子ども課、健康福祉課、町民環境課、教育委員会の複数の課において、ホームページの記事を作成しており、子育てサイトからの接続の連携も各課においてそれぞれ実施していた為、統一性がとれなかったことが原因と思われまます。

ホームページを管理しております企画調整課としましては、子育てサイトから各課が提供する情報への接続の活用を実施する旨の周知や記事の整理、必要に応じて子育てサイトへの新たな項目の作成を関係課と調整しつつ、子育てサイトの活用および分かりやすい言い回しの充実したサイトへ改善をしていきます。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

**○7番（深水 美和子）** ありがとうございます。今回質問させていただいてから、ちょっとページの方も改善していただいたということで、まあ早急なご対応に本当に感謝しております。ぜひまあ、このサイトもですけども、紙媒体であつたりとか、そういったものも含めて、あのまあ、これは移住定住にもつながってくるのかと思いますので、子育てのしやすい町、そういったものを本当に応援していく町ということで、どんどんあのたくさんの方がこちらの多気町に来ていただけるように、こういったことを伝えるということが本当に大切なことかと思っております。部署を超えて、横のつながりが強固な多気町役場であつて町民の皆さんの利便性が上がって、よい仕組み作りですね、こちらの方も期待いたしまして、質問のほう終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（坂井 信久） 以上で、深水議員の一般質問を終わります。

---

（ 9時24分 ）

（9番 前川 勝 議員）

○議長（坂井 信久） それでは、5番目の質問者、前川議員の質問に入ります。  
前川議員。

○9番（前川 勝） それでは、一般質問をさせていただきます。今回私は一問一答方式で2件の質問をさせていただきます。まず1つは町単事業についてということと、2つ目にはチャットGPT対話型AIの取り扱いについてということとさせていただきます。

それでは、1問目の質問に入らせていただきます。町単事業についてということでございます。3月議会において、令和5年度の町単事業について採択・不採択結果の資料が議会に提出されました。町単事業はそれぞれの担当課により進められていますが、町民より要望が多いのは建設課の事業で、建設課への町単要望、まあ県の事業も含むわけですが、道路・一級及び二級町道及びその他町道の舗装だったり、拡幅・溝・側溝、河川と、全町民がそれぞれの区内において関わりが多くあり、たくさんの要望が挙げられていますが、例年大変多い数の不採択が発生しております。ちなみに、令和5年度の建設課町単申請は150件で、採択されたのが土地改良8件、維持補修14件、公共土木6件、河川維持5件の合計33件で、申請数全体の22%であります。不採択が各々合計117件で、申請数の78%が不採択となっている状況です。

過去よりこの状況が変わっておらず、このような結果とならぬ措置を求め、質問をさせていただきます。1問目といたしまして、まず、審査にあたる書類審査、現地踏査、調査を含め、担当課としてどのように決定をされているのか過程を伺いたく思います。

○議長（坂井 信久） 質問が終わりました。当局の答弁を求めます。

久保建設課長。



○建設課課長（久保 義隆） それでは、先ほどの質問にお答えさせていただきます。毎年11月末までに各区長様から町単要望書が提出され、1月中旬の予算査定までに全ての要望箇所を担当係長が確認に行っています。担当係長が決めてくい箇所につきましては、私も一緒に確認に行きます。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 担当の職員の方が行くと、そうすると今回まあ、全部で150件あったわけですがけれども、全て、今言われたようなことが行われているのでしょうか。再度伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課課長（久保 義隆） はい、全て現場確認に行っております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） と言いますのは、この150件ある中で、前年も出されている、その前もまた出されているという案件も重複してあるかと思うんです。それも間違いなく行ってですね、見てきた状況で判断をされるということをもう一度更に確認をさせていただきます。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課課長（久保 義隆） 毎年、同じ場所が出ております。で、実際、担当課としても経過観察という形で危険な箇所につきましては、また後ほど話はさせていただきますけれども、町単要望にあげてます。ただ、危険ではない箇所も当然いっぱいあがってますので、それは経過観察として見送っております。ですので、毎年その現場があがってきましたら現場確認しまして、今、去年と状態が変わってないかどうかというのを確認に行きます。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい、分かりました。そうすると、あの毎年、町民、まあ区長さんから出されるわけですが、全ての場所は毎年見ているということで、このテレビをご覧の方も町民の方も思って心強いと思ってみえると思います。

2番目に入ります。続きまして、不採択にはさまざまな要因があると考えますが、不採択全ての申請が基準に沿っていなかったのか。または、採択条件に合っているのだ、合っているが、町の優先順位に入らなかったのか。それとも、予算が足りないので結果として不採択になったのか、状況を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課課長（久保 義隆） 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。不採択につきましては、集落内や町指定の通学路以外の箇所が多く、また字の順位が低い場合もございます。現場を確認し、字が付けた順位が低い場合でも危険と判断した場合は小規模工事などで施工を行っております。

字の順位が高くても緊急性がない箇所もございますので、経過観察としております。危険と判断した箇所につきましては、通学路以外であっても予算が足りないのではということ担当課としてはいたしません、必ず査定箇所に上げます。

それと、なぜ町指定の通学路及び集落内の道路を基本に採用しているのかと申しますと、平成24年4月に京都府亀岡市で登校中の列に当時18歳の少年が無免許で突っ込み、児童2人と子どもに付き添っていた妊娠中の女性にあわせて3人が死亡、7人が重軽傷を負った痛ましい事故を受けて、国が関係省庁連携による合同点検等を交通安全対策の実施及びPDCAサイクルによる取り組みを推進し、通学路における交通安全の一層の向上を目指すということで、都道府県や市町村に対策の取り組みを進めていました。それを受け、三重県も

通学路交通安全プログラムを策定し、関係機関から連携して、関係機関が連携して通学路安全対策等の取り組みを行っておりました。更に、強烈に記憶に残っておりますのが、令和3年6月28日、千葉県で八街市の朝陽小学校の通学路となっている市道で、下校中だった小学生の列にトラックが突っ込み、5人が巻き込まれ、うち2人が死亡、1人が意識不明の重体、2人が重傷を負いました。運転手は、運転手は基準、基準値を超えるアルコールが検出され、アルコールの影響による居眠り運転だったとされております。そのことを受け、三省庁連携による通学路の緊急合同点検の要請を行ない、全ての公立小学校による危険箇所のリストアップ。学校PTA、道路管理者及び地元警察署等による危険箇所の抽出など行うように依頼があり、三重県自体も引き続き、関係機関も連携し、通学路や集落内の安全確保の実施をできることなら、速やかに勤めていくということで目指し、それに伴い多気町もより一層通学路及び集落内の町単申請を特に重視し、すみやかに安全確保に努めております。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○9番（前川 勝）** まあ、確かに子供たちの通学路、これはもう重要な、安全確保の部分はこれも以前から私も何回か言わせていただいている部分もあるんかと思うんですが、この2番の質問の中心的なですね、不採択に、今回150件で、117件がまあ不採択となってるんですが、この117件はどのような種類の物なのか。基準に合っていない、優先順位にならない、予算不足、それを分けるとするならば、どういう分け方になりますか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

**○建設課課長（久保 義隆）** 不採択の内容につきましては、今、先ほども言いましたように、安全、極めて現場見に行っても、そこまで事故のない安全であるということを担当課として判断しましたので不採択としております。

それと、今までもそうなんですけども、私の方でちょっと統計をとりますと、平成 30 年から令和 4 年までの事業の中で実際採択する件数につきましては、平成 30 年で 161 件、それと令和 4 年で 123 件となっております。そのなかで不採択がございますけども、実際その不採択のなかでもやはり年数たつてくるとちょっと危ないなっていう場所もございます。そういう場合につきましては小規模工事ということで採択をしております。その件数が平成 30 年で 134 件、それと令和元年 110 件、令和 2 年で 123 件、令和 3 年で 95 件、令和 4 年で 93 件と、100 件ほど近いほど、小規模工事を全て行っております。

で、採択・不採択の率の割合につきましては、平成 30 年で 68.8%、まあ小規模も含めて採択の率になってます。令和元年では 64.4%、令和 2 年で 60.7%、令和 3 年で 54、で、令和 4 年で 51 と、いう形で半分近い採択をしております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 町単申請で不採択になったものも、小規模ということで、後ほどとっていただいて、まあ半分以上がやっていってるという中でも、毎年 150 件とかもっと多い量の申請が出てくる。これはまあ、いろいろ現地、地元の方のお考えもさまざまあることだと思うわけですが、そうすると基準外という事、ここに書いてますように、基準外優先順位、予算不足、予算不足はもう関係ないと今おっしゃいました。あの危険なところは予算がないとか、そんなこと言わないんだと、直すんだというお話をされたかと思います。このそうすると、基準外、この申請を出された段階で、もう全然この申請書がありますよね、採択条件というものがございますが、ここにあっていないものもあるのかなあとは想像するんですが、いかがですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課課長（久保 義隆） 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。基

準外というのは特にございませぬ。というのが、建設課としては、今、私どもが管理してます町道と河川、町河川の2種類でございまして、で、その部分について要望がきます。それ以外の公民館とか色々ごみステーションとかございませぬけども、そちらについては違う課が担当してありますので、もし建設課へ出したところで違う課に回すっていう形で行っておりますので、基準外は今のところございませぬ。

以上です。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○9番（前川 勝）** そうすると、もうあの、各区から出てくる申請は全てまあ、採択条件はクリアされているという判断でいいと。はい、分かりました。ええ、そうするとまあ、あの私の中ではこれは建設の仕事として、建設の仕事っていうか、よその課も全然違うですね、あのようは個人、私有地だったり、個人のものもこの中でこれは町が直してくれる部分じゃないのっていうようなことを想像しておったんですが、そういうことはないんですか。

**○議長（坂井 信久）** 答弁を求めます。

久保建設課長。

**○建設課課長（久保 義隆）** 区長様から11月末までに申請書が上がってくるんですけども、その時にカウンター越しに全部場所をチェック、まあ図面なんですけどもチェックさせていただきます。で、あとはゼンリンを見ながら話をするんですけども、そこでもし民地の中に入っている道路であったりとかするとうちも道路台帳がございませぬので、それも照らし合わせて見てますので、その場合は区長様にこれは民地でありますよという話をさせていただいて、その申請書は返してもらえ、返すっていう形をとっております。

以上です。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） えっと、そのあのまあ、条件には合っている、合っているんだけど採択されない、それは危険度とかを考えて優先順位を決める。分かるんですけども、そうすると直さなきゃいかんっていうか、それは認めるんですけども危険ではない。条件に合ってるんですからね。そうすると、それは経年劣化も今含めて見ていっているということですが、毎年出てくる、いっぱい出てくる、そこらへんが私の中でちょっと理解ができない。このそのうち60%は、60数パーセントは済んでいってるが出てくる。これはまあ、あの区民の皆さんのお考えで出してこられるんだからしょうがないっちゃしょうがないんでしょうけども、そういう意味においてまあ、不採択の中身、これはもう全て基準には合っているということなので、話を次に進めたいと思います。

続きまして、3番にはいります。3月議会新年度予算の可決後、町単事業の採択、不採択を各区に連絡をされていると思いますが、不採択事業を全てについて、なぜなのか理由を明確に伝えることで町単事業申請がよりの確になると考えますが、今後の取り組みを伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課課長（久保 義隆） 先ほどの質問にお答えいたします。コロナの規制もなくなり、今年の4月に町全体の区長会が開催されました。そのときに建設課の報告として、町単工事の申請について取り上げ、要望箇所については集落内町道かつ町指定の通学路を基本にしているので、令和6年度の「笠選定」する際もその点に留意してくださいと事務連絡として、文書化をしまして、内容を説明し、その文書も渡しております。今までなぜ採択されないのかと聞きにくる区長様や地権者の方に対しても基本の選定内容を説明しています。また、今年の区長様からは地元はこの説明をし、費用対効果も話をしたということも聞いております。

また、採択の理由の報告につきましては、町単申請時に字が優先順位をつけて提出しておりますので、1位の箇所ができないという、その理由を伝える

ということは分かります。しかし、1つの字でたくさんの方の要望が提出されている字もありますので、優先順位をつけている以上、全ての箇所について報告することは考えておりません。今後も区長会等で選定内容等の説明をしていきます。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○9番（前川 勝）** はい、あの、そのまあ優先順位をつけてくださいという、言ってるから優先順位をつけるということは一本にあげなさいじゃなく、よっけ書いてあるけど、優先順位は1番をあげなさいっていう理屈になるのかなと思うんです。あの、だから、そこらへんを以前、平成23年12月と22年3月です、この時はまあ、各字1本というような町長からの発言もあったわけですが、でも、まあ1本に絞ってあげて下さいというふうにすれば、もう少しこの不採択がなくなる、ある意味。なのか、もうやはり順位をつけてくださいっていうのか。そこらへんの判断はいかがですか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

**○建設課課長（久保 義隆）** 先ほどのご質問にお答えいたします。非常にこう答えにくい答えになるんですけども、あの、やはり私どもも1本を絞ってっていうのも以前も話しております。しかし、そのまあ字の関係もございませうと思うんですけども、その1本に絞るっていうのがなかなか難しいと。やっぱり各組からもいっぱいこう要望が出てきます。で、そこでやはり、その中で多分字としては一番危険な箇所、どうしてもここはやってほしい箇所っていうのを多分1位にあげていると思うんですけども、まあ、その中で2位の箇所、3位の箇所の方からもやはりぜひとも1位あげたいっていう多分気持ちはあると思うんですけども、そこでやはり1本に絞りにくい。やっぱり順位は決めるけど、1本では絞りにくいので、ちょっと全部出させてもらうっていうのもあります。

で、その中で、私どもも、まずは1位。まあ順番に現場を見に行くんですけども、1位の箇所でも、あの今のところ1位よりも2位の方が危険じゃないかなっていう箇所につきましては、1位をちょっと取りやめて2位を採用したりとかもしております。その時は当然、区長にも1位がこんな状態やもんで、2位を採用しましたということは、話はしております。

以上です。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○9番（前川 勝）** はい、あの、まあこの不採択がもう今回でも70数パーセントずっと永遠と、それこそ久保町長が町長になられたときから続いている、このことが何も改善されない。改良というか、改良もされない。このままでずっと議会にも当然その資料は頂いているわけですけども、これがいつまでも続いている。やっぱり、これはやっぱりこの不採択がこんだけ続く事自体に非常に困ったもんだというふうに私は考えるわけですが、これをなくすためにはより精査したものを区から出していただく。それでもう、例えば、その年にはそれが通らなければ次の年もまたその一緒のものを出してもらってというようなことでの的確に済ませていく。そうすると、今の現地踏査も全部しなくってもそれなりに区の中で整理をされたものを出している。その、区に無理を言えっというんじゃないんですよ。きちっとその辺を説明をして、きちっとしたものを出してもらって進める。そしたら、無駄な動きもしなくっていいと思いますが、いかがですか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

**○建設課課長（久保 義隆）** はい、先ほどの質問にお答えさせていただきます。

先ほども私、1回答弁させていただきましたように、今年の4月は集落内及び町指定の通学路を基本に採用しておりますので、令和6年度は選定箇所の際には注意をしてくださいという形で、全区長に話をしております。ですので、令



和6年度は多分その辺は精査して引き継ぎをされて、先ずその今までどおりの要望場所ではなくてとは、私は思っております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） まあ何べんも言うようですが、その出してもらう、出してもらってきているものをやはり的確にするには区の考え、例えば区はこれを何とかしてほしいと思っても、担当課の方でこれはそんなに危険じゃないし採択できないねっていうのもあるかと思うんです。それだったら、いつまで区も一番で出している、区の人には直してほしい、でもこれは役場の判断としてできないっていうことになると思います、そこはいつまでたっても改善、改良されない、その場所はね。って、いうふうに思いますがいかがですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課課長（久保 義隆） 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。ですので、優先順位が必要な形になっているんじゃないのかと、私は思っております。やはり、実際、字の中でも、また後程もあるんですけども、要望自体が20件近いものもございます。当然私どもそれを減らそうとして、危険な場所につきましても小規模対応で対応しております。そこで、減ってくるんですけども、また来年になるとプラス、またされております。っていうので、実際まあそんだけの危険な箇所が多いのかなあと逆に思うんですけども、ただ私ども努力して小規模をなるべく活用してですね、使っておるんですけども、まあ、あの実際に優先順位自体でその優先順位の高い順番からやってくるんですけども、字としてもその辺を考慮していただいて、精査してほしいなど私も思っております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい、あの、もう確かに区のみなさんをお願いするしかないのかなっていうふうに、今の課長の答弁伺っていてもそう思うわけですが、まあ、ただあのこれ、この不採択どんとあるわけですが、あのまあ側溝の蓋等を含め、これ通学路も、私、この中にあると思う、ありますよ。これ僕、実際に。それなのに蓋をかけてくれて言ってるのに、通学路だから。でもかけてもらえない。これは役場の判断は危険じゃない。危険じゃないことないんですよ。大雨降った時にすごい勢いで水が流れて、そこへわざわざ子ども入りませんよ。何かのはずみで入った時に流されてしまったら、その後ろは側溝蓋全部閉まっています。もうまあ、世の中でも色々あるようにですね、これはもう通学路を優先するというこの申請の書いてあるとおりであるならばですね、その危険じゃないという判断されること自体が、私は、私の中では理解ができない。この中でも通学路の側溝の蓋あがってます。それが1じゃなくて2・3のところでも上がっているところもあります。そういう意味においては、あのまあ、これからこのお話をさせていただいたんで、担当課さんとしてもそれなりにしっかり見ていただけるのかなというふうに思うわけですが、是非ですね、その辺しっかり見ていていただきたいなというふうに思います。

次へ移らせていただきます。4番といたしまして、全部関連してくることで、すけども、町単申請事業で工事費が多くかかる大きな事業は単年度で済ませることができず継続事業となり、結果、新規事業を取れない状況があり、不採択を多くしていると思います。継続で進めている事業は、区による町単申請で行うボリュームを超えていると考えられ、本来ならば大きな事業は町の直轄事業で取り上げ、確実に仕上げていく事業であるところですが今後の取り組みを伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課課長（久保 義隆） それでは、先ほどの質問にお答えさせていただきます

ます。継続事業につきましては、町単公共土木事業と一部、町単維持補修事業も発生いたします。今までも同じですが、全てが地元要望書を基本にスタートしておりまして、地元負担金なしの4メートル拡幅道路の工事が多く、境界立ち合いや用地買収から始まり、道路構造物の施工も多くあり、また延長も長いため単年ではできません。担当課としても早期に行われるよう努力はしておりますが、長期の年数がかかってしまいます。今後も早く完了するように努力をいたします。

また、国の補助事業を申請する代わりに申請するとなると、まずは実際の交通量の調査をし、費用対効果が出るかどうかの検証が必要となり、それらの調査設計費用も加算されます。現在の補助事業のメニューの中で、今までの継続事業の内容で4メートル道路に確保するだけの事業に適しているメニューがなかなかなく、採択は非常に厳しいです。もし採択されても、道路メンテナンス事業と同じように国費のシーリングがかかってきて、要望額の満額がもらえないため、いつ完成できるのか分からないくらい長くなる可能性もございます。なので、町単事業で早く手がけて、早く終われるように進めております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） あの、もう当然、国の補助金をつていうことで、前の時の答弁でもいただいております。お金、そこへ充てるお金は、まとまった補助金はないんだと、だから町単であげておられる。町単であげてこられても、今の言った今のこの採択表を見ても、継続が何パーセントかちょっと確認しませんが、継続が結構多い。それで、大きな事業ですわ。あの、今言われたように長い距離があったりですね、やはりそういうのは町単であげるんじゃないかと、やっぱり町として町道の一級、一級二級ですね。一級二級ですよ。そういうところは町が直接、その町単であげる、区の人があげるのではなく、町がこの道は広げなきゃいかんのだということで広げるべきだと私は拡幅ですね、

拡幅が結構継続多くなっている。それから、いろんな形で距離が長いのは大体、もうあのそれから工事の重要性ですね、そのへんで長くなっている。そのへんはやはり町単ではなく、町としてこれは直していかなきゃいかんのだと、重要な道なんだというお考えで、直轄でやるというようなことをお考えいただきたいですが、いかがですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課課長（久保 義隆） まあ、継続事業といいましても、やはり地元要望。

先ほども話させてもらったように、地元要望で当然、町が二級町道、またその他町道でもございます。で、まあ地元が要望してきて、実際、そこが通学路になってますよと。で、そこであのまあ危険ですのでっていう形で、あの通学路やったら、どうしても4メートルという形でやってるんですけども、町単の公共土木事業になって枠の中に入っております。で、一覧表にも書いてあるんですけども、実際はこの部分につきましては町事業という名前になっております。で、ただ、あの、その枠組みの中で別で切り離すっていうのはなかなか難しく、まあやはり全般的には公共土木の工事という形で中にほりこんで施工をしておりますので、今の形になってしまいます。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい、あの是非ですね、今後まあ検討はなされるなされないは、なされなさそうな言葉の雰囲気ですけども、継続がやはりあるっていうことは新規採用がやっぱりできていかないっていうふうに思います。その辺はやはり重要な道だということの観点で、公共、あの町ですね、直轄事業としてやっていくというようなことを是非ですね、進めていただければ、こんな不採択がめちゃくちゃ多いことがなくなる部分もある。全部がなくなるわけじゃない。これは区の申請書の出し方にもよるし、色々あるわけですけども。

これは今継続でなってるのは、町の色々な事情だったり、まあ様々な事の中での動き、一回にその場所へ1,000万もかけられやんと、まあだから200万ずつ割っていくんやということだと思っんですけども、それはやはり町として重要な大きな道なんだからそれは町として、もうやると。町単の費用の中でやるのではなく、町の大きな事業としてやっていくんだというふうな心構えというか、建設課の構えをですね、あの、大きなあれを持って進めていただければありがたいなというふうに、これはもうこのこれ以上は申し上げ、申し上げませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次へ入らせていただきます。5番といたしまして、町が発行している町単事業要望書の採択条件の文中に財政的に大変厳しい状況で、地元要望どおり採択できない場合がありますと書かれています。財政が厳しい中であっても、多くの町民が望んでいることは担当課もやってもらっていると思うところですが、最大限、採択を探ることであり、頭から入り口を狭める言葉に違和感を私は覚えます。職員の皆さんが頑張っているのに誠意が伝わらないと思ひますが、お考えを伺ひます。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

**○建設課課長（久保 義隆）** 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。毎年11月に字から提出される町単事業要望書の備考欄に採択条件としまして、財政的に大変厳しい状況でという文言を入れておりますが、町単公共土木事業にいわゆる改良工事で、大字同士がまたぐ路線の拡幅や壮大な河川の護岸整備、路線延長の長い舗装の打替え等と町単レベルでは手がつけられないような地元要望も提出されますので、先ほど同じ話になりますが、交通量調査、担当課の方で交通量調査や現地を確認し、補助事業で採択されるのかどうかを検討し、判断しております。町単工事でも同じですが、工事を行おうとすると最低限費用対効果の分析も行ひます。費用対効果が出ないと高額な費用をかけて行く意味がございませぬ。そのへんも考えて選考しております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい。えっとまあ、財政厳しいということにこの申請要望書には書かれているわけですが、まあ財政厳しいというのは多気町も今、この間も質問もさせていただきましたけど、予算がどんどん大きくなっていていなかで、財政執行部から財政厳しいもんでできませんのやと、財政を厳しくしないように運営をしていっていただく、いただきたい。財政が厳しくなるような形で今、いろんなものが動いていっているように思いますが、これはちょっと建設課とは関係ないか分かりませんが、私はこの財政厳しいというのは、執行部から町民に向かっていう言葉では僕はないというふう思うところですが、いかがでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行央） 前川議員から異なることを質問されました。異なることといえますのは、これまでも議会の皆さんからも様々な要望や質問が出されております。行政というのはまあもちろん課の中でいろいろ総務課とか税務課とかありますけども、福祉関係で、福祉だけでもあの昨日も出てましたけども、子育てにしても、それから医療にしても、それから高齢者の福祉にしても障がい者の人もあります。もちろん、先ほど言っていた建設もあります。教育委員会関係はいっぱいあります。そのなかで、財政膨らましてということになりますけれども、あの初日でしたかな、議員からの質問ありましたけども、うちの起債の関係も増えているということもありますけども、これも事業をやらなければということになりますので、その辺は分かっていたと思います。ですから、あの町単の、今の主要質問の町単の主要事業につきましては、担当課がこれ、これまで何十年も培ったノウハウで現場を見てこれは必要な箇所か、これ今やらなければならないかというのを見極めて、その後、予算査定

で我々もちょっとこれどうしよかというところは予算委員会の中で現場を見に行きます。で、見送るべきだとかやるべきだとか、これも限られた枠の中で、限られた枠っていうのを予算がないとか財政がないという言い方をされると、ちょっといかなものかと思います。っていうのは、初め言いましたように、役場は多岐にわたった財政を見ながら事業を執行しておりますので、その中で町単事業についてはこれだけ、県営事業についてはこれだけ、公共については、まあこういうのを見極めながらやっておりますので、その辺をよくご理解をいただいて、いただければありがたいなと思います。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○9番（前川 勝）** 財政がまあ、どんどん規模が膨らんで、あのやっていく。

これはもう、誰のためにやっとなねんって、町民皆さんのために行政で、執行部で色々考えてやっていっていただく。それを議会としても今までもう同意もさせてもらって、ここまできていることは、私も当然分かっているし、というふうに思います。ただ、この要望書にですね。ちょっと話を戻すんですけども、財政的に大変厳しいというのではなくてですね、限られた予算でありぐらいの言葉の方が私はいいんじゃないかと。財政厳しいからできませんっていうのではなく、限られた予算のなかで一生懸命やりますというようなことの方が町民の方にも分かっていただけのではないかなというふうにと思いますが、課長いかがですか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

**○建設課課長（久保 義隆）** 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。確

かに前川議員が言われるように、財政的に大変厳しい状況で地元要望どおり採択ができない場合もありますという文言が入っております。確かに、その財政的に大変厳しい状況っていう言葉が先ほど前川議員が言われましたように、限られた予算の中でいうのもちょっとやんわりとしていいかなと私は思ってお

りますので、今後ちょっと考えていきたいと思えます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○9番（前川 勝）** それでは、次の質問に入らせていただきます。2番目の質問といたしまして、チャット GPT、対話型 A I の取扱いについてということで町長と教育長にお伺いいたします。

対話型人工知能 A I が世界中で急激に進行中であります。日本政府も前向きなスタンスで進めているよう報道もされております。そのようななか、鳥取県の平井知事は意思決定に関わる業務での使用は禁止と発表されました。おこがましいですが、私も同感であります。当然、積極的に進める自治体もあるのですが、行政現場及び教育現場での取り扱いの有無も含め、基本のお考えを町長、教育長にお伺いいたします。

**○議長（坂井 信久）** 質問が終わりました。当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

**○デジタル戦略室長（福井 秀樹）** すみません、あの、町長、教育長にということでしたが、まず私の方からチャット G P T に関する一般的な考え方の方をお答えさせていただきます。総務省が策定しました A I 利活用ガイドラインにおいて、人間中心のアプローチが求められております。従って、A I は人間の意思決定をサポートするために利用されるべきでありまして、完全に意思決定を A I に委ねることは避けるべきであるとされております。行政、教育現場でも同様で、A I 導入は技術の進化に合わせて検討される必要があり、計画的な導入や、が必要でございます。

また、A I 利用に伴い適切な責任、説明責任やプライバシー保護の観点から利用者や利害関係者に対し十分な説明が必要であるとされております。A I による業務効率化やサービス向上をめざす一方で、社会の安全性や信頼性に配慮した利用が求められております。

ちなみに、この答弁はチャット G P T で作成された文書を参考に、私の方で



答弁させていただいております。まあ、このように普段の業務のサポートとして活用することは業務の効率化の観点であり、あり得ることかと、そのように思いますが、町の施策を決めたり判断するときは、その時の状況や将来を見据えて人間が判断するべきと、そのように私の方は考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁が終わりました。

前川議員。

**○9番（前川 勝）** まあ、福井課長からチャットGPTについての考え方、ましてやまだもう多気町はまだそんなとこまで行っていないだろうと思ったのに、もう文章をチャットGPTを使って、まあ、一般質問の答弁ですよ、を作ったと、参考にしたというふうにおっしゃった。僕はあの一般質問も、どこかの自治体も答弁書を作るっていうことで僕はおかしい、そんなおかしいなと思って考えておったんですけど、まあ福井室長、それを使ったということでもありますので、そういう意味においては町の考え方、これは町長はもう支持をされたのか担当課としてやられたのか、これは多気町の考え方、今の大事なことやと思うんです。何にも、いうたら、その何ですか。導入するには、作業の効率化だけでなく人員削減までいくのなら、本当に意味もあるし人口減も含め、対応、きめ細かなきまりを作っておかないうちから進めていくことは非常に問題があるというふうに思うところです。これはもう町長のお考え、これを伺わんとですね、駄目だと思うので、町長よろしくお願いします。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

久保町長。筒井、よろしいんやな。筒井副町長。

**○副町長（筒井 尚之）** 町長ではなくて申し訳ございません。あの、先ほど福井室長も申しあげましたですけど、チャットGPT、本当もう世の流れでありまして、このAIの可能性が非常に広がり、実感しておるわけでありまして

ただあの全て肯定はしているわけでございませぬ。ただ、先ほども議員おっしゃいましたように、今後さらに少子高齢化であるとか、あと人口減少化の中ですわね、当然、職員数も当然減っていきます。当然その代替としましては、人の作業にとって代わる機能としては重要なものであるという認識をしております。ただ、先ほどおっしゃいましたように、これから本当にこれを活用していくのであればある一定のルール化は必要なんだなというふうには考えております。ただ先ほど室長も申しあげましたように、情報のセキュリティ、それと情報の要するに信憑性、信頼性ですわね、これも充分あの検討していく必要があると思っております。あと、議員が指摘されております意思決定の関係ですわね、これにつきましては、当然行政という組織である以上ですわね、最終の意思決定につきましては人、人間ですわね、これが最終は当然決定するのは当たり前というふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁が終わりました。

前川議員。

**○9番（前川 勝）** 以前もこのAIについて質問だったかさせてもらって、森川課長と僕はAIを進めるべきだって言って、言った覚えがあつて、森川課長から近隣の状況を見てっていうようなことが、もう何年前か数年前にあったと思うんですけども、そういう意味において、やっぱり首長が新聞報道されてます、松阪市長ですわね、市長自らがこれを研究をするというような文章、新聞報道でなされております。これやっぱり町長のお考えを、まあ副町長はお考えは当然、町長のお考えに基づいてされているんだろうと思う。これはもう当然のことだと思んですけども、町長自身がこれをどうするんだということをお伺いしたいと思います。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。久保町長、よろしいか。

久保町長。

**○町長（久保 行央）** あの全体的な話の中味、私、細かい部分をちょっとあの

理解していないので、あの、ただこういうことは進めていかなければならないということで、あの東大の松尾教授もネットの中でも言われてますけども、これから革新的にこういうのは進んでいくんだと言われておりますので、あのわが方でも3年前かな、そういう対応のできる課を作りました。で、中身の進め方やそんなんについては、それぞれ担当部局の方で進めていっておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） まあ、町長も前向きにというか、進めていく部分もあるだろうという答弁をいただいたというふうに思います。やはりそれには明確なルールはやっぱり自治体は設けないと、いろんなミスが起こる可能性があるっていう部分をいろんなさまざまな報道等でもされておりますので、福井室長の中です、きちっと多気町のチャットGPTを使うんだという明確なそのルール、どこまでやっていいのだ、悪いのだっていうことはきちっとルールは作った上です、やっていかないと、各々がもう適当に勝手に使っていったら收拾つかないようになると思いますので、それはやはりあのルールを作ってください。これはよろしくお願ひしたいと思います。あの、それから教育長はやっぱりちょっと行政と違う子どもの立場のことが重要になってくるんで、これは教育長、あのお話をいただきたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） それでは、前川議員の教育現場での取り扱いということにつきまして、私の方からご答弁させていただきます。まず、AIを活用した様々なサービスが生まれるなかで、制度的には福井室長の方が説明をさせていただきましたが、学校現場における生成AIの利用においては、AIによる誤った回答やAI生成物、これが否かを見分けられないなど、さまざまな議論や懸念が、声があるのも承知しております。ここで文部科学省では、まあ

国ではでございますが、子どもたちの批判的思考力や創造性への影響、個人情報や著作権との関係などについてこれから整理が必要だとしています。

一方で、学習指導要領、これによりますと学習の基盤となる資質能力として、情報活用能力を位置付けており、新たな技術である生成A I、これを使いこなすといった視点も必要となってきました。文部科学省では、今現在、政府全体の検討状況が行われておると思いますが、それや中央教育審議会、これの議論を踏まえ、生成A Iの学校現場での利用に関するガイドラインを夏前を目途に策定公表することとなっております。これを踏まえ、多気町では各学校へ指導したい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 学校現場、大学も使用禁止をしているというか、そういう方向のところを明確に出しているところもあるようです。っていうのは、論文を書くのに、まあ例えば卒論を書くのにチャットG P Tを使ってみんながやったら、もう一緒の答えがボンボコ出てくると。まあ、それはそんなことして、みんな多少は書きかえてするんだろうと思うんですけども、大学がそのへんのことを言っている。それから、まあ、小中高についてはですね、その自ら決まり、学校自体の決まりはあったにしても、自分でいくらでもやれる。例えば感想文を書きなさいと。何々について本を読んで感想文書きなさいと。そういうものでもこれを使えば、ほぼほぼ福井室長もやられた、これは一部使って書きましたというふうな。だから、それがもう中へも必ず入ってくる状態ができる。ここはやはり教育委員会として、きちんと今の明確なラインを決めてということもお話ししましたが、やはり教育委員会として、その辺はきちっと持って行く必要があるんじゃないかなというふうに思います。

新聞なんですけども、新井紀子国立情報学研究所教授が言っていらっしゃることは、学習利用は推奨できないと。事実に基づく精密な読解力を育んでとい

うふうに、まあ学習部分では使うことは好ましくないっていうことも話をされております。そういう意味で教育委員会としてですね、きちっとした、まあ、お考えを持っていただいてですね、各学校におろしていただく。どこまでは許される、いいんだ、これ以上はダメなんだという線はきちっと作っていただいて、これ、線というか、この部分はいいい、これはだめいいっていうようなことも、縦のことも含めてですね、きちっと、もう作っておかないと、もうそっちのほうが早く、これ、去年の11月にできただけでも、世界中にこういう業界、状況になっている。ましてや、どこでした。あの使い始めた市町、えっと横須賀ですね。横須賀はこれ一ヶ月か二ヶ月、テスト的にやって、もう6月の5日から実用するというようなことを新聞にも載ってます。だから昨年まあ、これはしかしそうだし、これ全部外国のものである。まあ、日本もそのうち、ソニー、え、どこやったかな。作るようなことも言ってますけども、そういう意味においてあまりにも早い足で進んでいるので、作るまでにもうみんなが使い始めるという問題もございますので、是非ですね、学校の現場は非常に大事。行政現場も当然大事ですけども、学校現場その辺は充分、勉強っていうか、なんかいただいてですね、間違いのないように、子どもたちが間違わないように進めていってあげてほしいなあと思いますが、いかがですか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

**○教育長（小林 真一）** はい、おっしゃるとおりだと思います。はい、学校現場につきましては、この文科省のガイドラインを踏まえ、しっかり指導したいと思います。なおですね、ちょっとあの調べさせていただきましたと、この生成AI系っていうのが代表的なのがOpenAI社のチャットGPT。それと、Bing社のAI、それとバード社のAIっていうのがあるようでございます。それぞれ、いろいろ利用規約の方に制限がかけられておりまして、代表的なチャットGPTを提供するOpenAI社、これの利用規約によれば13歳以上である、利用する場合は13歳以上である必要があるということになつとるそ

うです。また、18歳未満の場合は、13歳以上であっても保護者の許可が必要と、こういうふうな格好になっているそうでございます。ですので、現在では、小学校では使えないのかなっていう感じで思います。あの今、各小学校の方へは県教委の方から5月23日付けで、私が申しあげました趣旨の記載された学校現場の利用に向けた今後の対応についてという通知を来ておりましたので、各町内の7つの小中学校の方へ指導したところでございます。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

以上で、前川議員の一般質問終わります。ここで休憩をとりたいと、こういうふうに思います。再開は10時30分から再開をしたいと思っております。

（ 10時21分 ）

（ 10時30分 ）

**（3番 志村 和浩 議員）**

**○議長（坂井 信久）** それでは、会議を再開いたします。

6番目の質問者、志村議員の質問に入ります。

志村議員。

**○2番（志村 和浩）** 2番志村和浩、一般質問をさせていただきます。質問方式は一問一答方式。質問の内容は2点でございます。1点目は通学を支える町営バスについて、2点目が美村ペイについて、以上でございます。

では、1点目入らせていただきます。当町では「ええまちづくりプラン(基本構想)」(令和4年度～令和7年度)の中で、「インフラの整うまち」として交通網の整備が掲げられ、その主な事業に町営バス事業を位置付けています。しかしながら利用者の減少を理由に、一部路線の廃止や1日あたりの運行本数を削減したことによって、更に利用しづらい状況を招き、町営バスは日常生活における移動手段としての機能が十分に発揮できずにいるのではと危惧しています。

更に、町外の高校に通うお子さんを持つ家庭からは、保護者はもちろん、おじいちゃんやおばあちゃんに自家用車での送迎を頼らざるを得ない状況も多く、負担が大きいとの声が複数寄せられています。このことも町営バスが子どもたちの通学を支える交通手段としての機能を発揮できていないことの表れではないかと考えています。

一方、国では令和2年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応する取組みを促すなど、地域の移動手段を確保することはますます重要な課題として位置付けています。

以上のことを踏まえ、多気町の町営バスのあり方について以下を伺います。まず1つ目。平成26年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、本町においても地域公共交通総合連携計画から地域公共交通網形成計画へ移行することを予定されていましたが、現時点まで策定に至っていません。既に10年の月日が経過しているわけですが、その理由と現状について伺います。

**○議長（坂井 信久）** 質問が終わりました。当局の答弁を求めます。

宗林企画調整長。

**○企画調整課長（宗林 孝）** それでは、先ほどのご質問にお答えいたします。地域公共交通活性化及び再生に関する法律は、まず平成26年度に改正されまして、国より地域公共交通網形成計画の策定の方針がだされました。本町では当初は既存の多気町地域公共交通総合連携計画を多気町都市計画マスタープランの改正に併せ、平成29年度に多気町地域交通網形成計画移行を予定しておりましたが、多気町公共交通会議において、町営バスやエリアタクシーで多くの実証運行の結果を踏まえた上での計画策定の議論や近年においてはVISIONの開業など、町内の公共交通に対する大きな転換期を迎えるにあたり、観光面も含めた計画策定など活発な議論がなされたことにより、地域公共交通網形成計画の策定には至らず、既存計画の一部改正及び期間の延長が続き、現

在までに至っております。

その間、令和2年度には国において地域公共交通活性化及び再生に関する法律が再度、改正され、従来の地域公共交通サービスに加え、福祉面なども含む地域の様々な輸送資源も加えた地域公共交通計画の策定が努力義務とされたところでございます。

これらの状況によりまして、現況としましては、令和5年度では秋までを目途に住民の方へのアンケート調査を実施し、それらの結果も踏まえた上で、地域公共交通会議において、令和6年度を目標に地域公共交通計画の策定を進めていく予定でございます。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

志村議員。

**○3番（志村 和浩）** あの、ご答弁の中にVISIONのお話ですとか、色々でん多やバスの実証の結果などを踏まえてということで、29年に計画策定する予定であったがそれが先延ばしになったということでございますが、その理由としてですね、ちょっとその多気町の地域公共交通会議の令和4年度、地域公共交通確保維持改善に関する自己評価概要、これもホームページで公開されている書類でございますが、それによりまして、関係機関のヒアリングを行ない、情報収集を行ったが、策定までには至らなかったというような記述がございまして、これはどういうことなんでしょうか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。よろしいか。

宗林企画調整長。

**○企画調整課長（宗林 孝）** 関係機関のヒアリングにおきましては、高校生のヒアリングも実施しております。また、三重交通様におきましては、令和3年度から大規模なダイヤ改正も行われておりまして、それらを踏まえた上での改正が必要と考えておりましたので、公共交通計画の策定に対して至らずに、至らず、現在の公共交通網総合連携計画の延長に至った次第でございます。



以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○3番（志村 和浩） それと、答弁にありましたように令和5年度秋までにアンケートを実施するというところでございますが、このアンケートをどのように実施するか、もう少し具体的に教えていただけますか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整長。

○企画調整課長（宗林 孝） アンケート調査につきましては、現在全住民の方ではなく、抽出によるアンケート調査を予定してございます。アンケート内容については、現在調整中でございます。秋を目途に、夏から秋を目途に発送する予定でございます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○3番（志村 和浩） そのアンケートを踏まえて、令和6年度の目標で、先ほど課長からは地域公共交通計画を策定するというふうなお答えがいただきました。地域公共交通網形成計画を飛ばして、最新の地域公共交通計画ということでございますが、実はこれはですね、まあ既に県内でいいますと、南伊勢町、それから尾鷲市、鳥羽市、最近では明和町でも策定をすすめられているような報道がございました。

で、この地域公共交通計画の中身を見ますとですね、国の中身を見ますと、広域での計画策定についてもですね、非常に効果的だということでございます。つまり、今回のこの地域公共交通計画というのは、あくまでバスやでん多といった公共交通だけではなくて、地域の医療資源あらゆるものを総動員すること、それから地域にお住まいの町民に関しては移動は町内だけではないと。学校や病院は隣の市町。ここには松阪市あるいは大台町、明和町、いわゆる広

域への移動が生活の上では当然のように必要となっていますので、この地域公共交通計画は単独の市町で策定することも当然あるかと思うんですが、定住、松阪ですと、松阪定住自立圏ですね、のようなですね、そういう定住圏での策定も非常にこの策定の補助事業としてはですね、補助費がおそらく少し上回る、上限が増えるような、そんな中身だったと思いますが、そのようなその作り方についてですが、これは多気町独自で作る予定なのか。そういった、せっかくなんで広域を含めて、この地域公共計画を策定するのか、そのあたりについての見解はいかがでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整長。

○企画調整課長（宗林 孝） ただいまの質問でございますが、既に計画策定を進めている周辺町村もございますので、調整市町もございますので、現時点では多気町独自での計画策定を予定しております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○3番（志村 和浩） 分かりました。

それでは、2点目に入らせていただきます。現在の町営バスの運行ダイヤの状況や通学利用者向けの定期券が設定されていないことを鑑みると、町内在住高校生のバス利用を重要視していないのではと危惧している訳ですが、多気町の見解を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整長。

○企画調整課長（宗林 孝） ただいまのご指摘の町内高校生の利用につきましては、通学先が町内の相可高校、町外の松阪方面、伊勢方面等の各高校など利用時間の条件がそれぞれの生徒さんに多岐にわたり、下校時間もさまざまでございます。それらのニーズを実現することは、バスの台数の確保や運航ダイヤ、

利用面等から幹線バスの勢和多気線は多気駅の快速みえ号の発着時間を中心にダイヤを組んでおります。そのため、特に町内の高校生の通学利用は難しい状況となっております。町の公共交通政策としましては、年々エリアタクシーで多くの利便性を高めており、今後さらなる活用を考えているところでございますが、現状では町外の高校への通学は最寄の三重交通バス停やJRの駅まで各個人の移動に頼らざるを得ない状況と考えております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○3番（志村 和浩） はい、あの答弁を伺いますと、もう端から町内の高校生のバス利用に対しての対応は難しいんでしておりませんというような風に聞こえておきます、おります。で、この昨年にこの運行ダイヤがですね、改正されまして、それからもう1年が経っているわけですが、なぜそういった町内の高校生が使えるようなバスの運行ダイヤにしないのか、なぜ使いやすいようなことに考えないのかということが根本、今回のこの質問の根本にあるわけでございます。

で、まずですね、ちょっとまあ、資料をこれから画面で映させていただきます。まあ、あの難しいことではないですが、まずちょっと現状を皆さんと一緒に共有したいので、ちょっと画面を見ていただければと思います。これはもう、皆さんも運行ダイヤ見ますとすぐ分かることでございますが、現在のこの幹線バス、多気町、多気勢和線の第一便、一番早い便ですね、これは波多瀬地区の元丈の館を6時58分に出発します。まず、その次にですね、いろんなバス停で停まりますが、相可高校には7時37分に到着ということでございまして、これ、僕も雨の日と晴れの日と朝一便に乗るんですが、乗ったんですが、当然相可高校に7時37分にめざしてですね、乗る高校生が当然おりません。と、いいますのは、7時37分は授業開始の一時間前でございますし、この着いた時間はですね、朝部活をしている高校生がまあ多少見かけるぐらいですね、まだこの

時間に高校にいられるか高校生はほとんどいच्छゃらない。つまりまあ、高校生のための7時37分着のバスではないというような、まあそんな現状がございませす。

で、続きまして、そのバスが次に多気駅に到着するのは7時47分でございます。で、みますとですね、伊勢方面の参宮線を見ますと、その6分前の7時41分にすでに出発をしてしまっています。ですので、伊勢方面の高校に通う子は当然もうバスに乗っても電車に間に合わない。次の電車に乗ろうと思うと、8時22分まで待たなきゃいけない。もうこれは当然遅刻ですんで、もう端からこのバスは電車に間に合わない。で、次に松阪方面みますと、8時11分出発でございます、これはまあ一部の高校ですと、徳和駅を降りまして徒歩や自転車で通う子もいるんですが8時16分に着きます。もうこれも遅刻ギリギリの時間でございまして、高校生はこれをめざしてバスに乗ることはほとんどいच्छゃらない。と、いいですか、僕が乗ったときにも高校生は0人でございます。

で、続きまして、まあもちろん今課長がおっしゃったように帰りの便もですね、高校生が電車に乗ってバスに乗って帰宅するような時間帯では当然ございませせん。多気駅の16分が最終便でございますが、16時に多気駅のバスに乗ろうとすると松阪駅や伊勢市駅を15時46分や15時25分の電車に乗らなければ間に合わない。高校がですね、その3時前後で授業終わって帰る、そんな高校生はほとんどありません。と言いますと、まあこの帰りも当然このバスに乗って家に帰れないバスですので、高校生の子達は行きも帰りもバスを使って高校に通うという選択肢がもう最初からない。まあ、そんな状況でございます。

で、ではですね、じゃあ、なぜこの時間に運行ダイヤの第一便はですね、まず話を戻しますと、多気駅7時47分の到着の運行ダイヤにしたのかという疑問が生じます。7時41分に電車が出る。じゃあ、7時41分に電車が乗れるようなバスの運行ダイヤの設定は果たしてできなかったんだらうかと、いうことがございませす。そういうことを考えますと、なぜこういうような運行ダイヤの状況で一年以上放置されていまして、このことがですね、交通会議の中や多気

町の中でもですね、果たして議論の話題になっているのかどうか、そのあたりをちょっとお尋ねしたいんですが、いかがですか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。誰が答弁いただきますか。

はい、宗林企画調整長。

**○企画調整課長（宗林 孝）** 先ほどのご質問にお答えをいたします。

**○議長（坂井 信久）** ちょっとお待ちください。

失礼しました。

**○企画調整課長（宗林 孝）** はい、先ほどのご質問ですが、ご指摘のとおり町外の高校に通うには、現在の町民バスの運行ダイヤではかなり難しい状況でございます。と言いますのも、最初の答弁をいたしましたとおり、この幹線バスのダイヤは快速みえ号のダイヤに合わせておりまして、最初の7時47分多気駅に着きます町民バスにつきましては、快速みえ号の7時58分の名古屋方面行きの電車に最優先の接続をしている状況でございます。そのため、松阪方面については、一部の高校の方につきましてはご利用が可能となっておりますが、ほとんどの高校生の利用の方ができないような状況となっております。と、言いますのも、松阪方面、伊勢方面、それぞれ多気駅の発着時間がかなり差がございます。それにあわせて町民バスの運行を始めようとしますと、さらに波多瀬を発車するバスの早期の発車時刻の設定など、バスの便数についても変更増便する必要がございますので、現状はこのような状況となっております。また、帰りのバスの便につきましても高校生の帰宅時間はさまざまな時間がございます。夕方帰る子もあれば、部活活動する方につきましては夜遅くなる方もございます。それらの方、全て網羅するにはバスの増便などが必要となっておりまして、現状といたしましては快速みえ号を中心とする幹線バスの運行をしているような状況でとどまっているような状況でございます。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

志村議員。

**○3番（志村 和浩）** あの状況についてはよく分かりました。ただ、ここで伺いたいのは、なぜその町内の子ども達が高校に通う手段としてバスを考えないのですかというところでございます。で、地方で見ますとですね、この町営バスは公共交通の利用者は多数、中山間地の多数が高校生なんです。これは公共交通を運営するなかでもですね、高校生はほぼ平日毎日使います。行きも帰りも。しかも無料ではなくて、当然運賃をお支払いをして使います。令和3年度でございますが、バスの利用状況の人数を見ますと6,489人という結果が報告をされております。一年間、平日まあざっくりですが245日ぐらいですが、これを割りますと、1日26人という数字が出てきます。つまり数字のまあ、計算の方式ですと、往復しますと26人が往復するだけじゃなくて、13人が往復するとこの1日に26人ということでございます。つまり町内の高校生が13人、あるいは10人使うことがあれば一年間の利用者数がこの人数に匹敵するわけでございます。今、ほとんどこの利用者数が高校生が0人でこのバスの利用者さんが、利用者が少ないというような課題を抱えておられると思いますが、なぜ高校生をバスに積極的に乗れるようなことを考えないんですかということがこの数字にも見て取れると思います。あの状況は、快速みえに合わせた運行ダイヤですということは分かりましたけれども、この高校生の通学支援を公共交通で支えると、そもそもそういう考えについての見解をお聞かせいただけますか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

よろしいか。筒井副町長。

**○副町長（筒井 尚之）** はい、それでは私の方から答弁させていただきます。以前、この業務関わっておりました関係もありまして、若干、あの知識もございますので、答弁させていただきます。

あの志村議員さんは高校生を着眼点としてですね、それをもとにですね進められておりますけども、もちろん在住の高校生、そして相可高校生も対象にはもちろん頭に置いておりますけども、町営バス、あくまで町民さんを、が、ま

ず第一対象になります。で、その中で当然、高齢者の方もあれば、先ほど快速みえのダイヤに合わせるって話もありましたけど、それで通勤されてる、当然、方もいらっしゃいます。ですから、どこを本当にターゲットにすればいいのは非常に難しいところでございます。で、まあ、あくまでも全天候型じゃないですけど、全方向に合わせるっていうのは無理な話なんですけども、確かにおっしゃいましたように、高校生だけの充分なこのニーズがあるじゃないかと。その話もございませし、私も正直、この1、2年の状況は存じておりませんでしたので、ちょっとこれもまた知識も私も今日初めてお伺いしましたので、ちょっとまた今後の参考にさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○3番（志村 和浩） あの実際に一便のバスに乗っていただけると分かりますが、あの1便に乗ってその快速メインのお客さんがですね、バスに乗って駅に向かっている方が相当数いればこういった話はしません。バスに乗っている多気駅でJRを利用するお客様が全く乗っていない、朝一番の便に。だからこそ、こういった課題提供しているわけでございます。そのなかで、現在、高校生は大変な苦勞をして高校に通っている。それはもう本人もそうですけども、それを支える保護者さん、家族そういった負担は相当なものです。それがですね、こう中山間地に住んだから当たり前なんだと。多気町の中山間地に住むからには子どもの送迎は当たり前なんだと。これは親として、あるいは家族として、公共交通は不便なところなので仕方がないんだと、そういったことにならないように、これ、昨日の少子化対策もありましたし、多気町の定住促進もございませ。これが多気町の当たり前になっては困るだろうと思います。

そもそも、この子どもたちが学校に通うために難しいという課題があるんであれば、じゃあバスだけではなくてどういった移動輸送の方法があるんだろうかと、まさにそれが先ほど課長が答弁いただいた地域公共交通計画の基本にな

と思うんですが、果たしてそういう課題認識がそもそもおありなのかどうかということが、この今の運行ダイヤの状況を見ますとですね、薄いんじゃないかということをご心配しているわけですが、重ねてどうですか。この高校生の移動交通、これを課題としてこれからも検討課題として大事に上げていくんだ、あるいはまあ、お年寄りや一般の町民の方々も含めてですが、この通学支援に関しても課題として重要視していくんだということについてはいかがですか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

よろしいか。久保町長。

**○町長（久保 行央）** あの志村議員のご質問ですけれども、意に沿わないかも分かりませんが、町営バスにつきましては、町民の皆さんを中心に考えております。通学のためというところまでは考えておりません。って言いますのは、高校生につきましては、まあ全国的にみましても、ほとんどが自転車通学。まあ、都会の子につきましては、バスとか電車とかありますけれども、自転車通学のいいところは時間を気にしなくても良いし、またわずかわかりませんが経費もかからない。そして、自分の時間で、学校へ行けるということもありますので、今、町内のほとんどの高校生達は自転車通学。まあ、自分らの時もそうですけれども、時代が違うって言われるかも分かりませんが、やはりまあ体力もつくということがありますので、基本的には自転車通学をやっていただくのが良いかと。まあ、自分はこう考えております。

で、町営バスにつきましては、町の皆さん全体の利用ということで、先ほども出てましたけれども、快速みえに合わすとか、そういうところを中心にやっていきたい。で、特に高齢者の方につきましては、町では無料で送迎も、これはまあ条件もありますけど、こんなことをさせてもらっておりますので、通学を基本にいうところまでは今考えておりません。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

志村議員。



**○3番（志村 和浩）** まあ、町長からはっきりとそのような答弁いただきましたので。ただ、あの自転車通学を選択するかどうか、まあこれは個人の自由ですし、家族の判断だと思います。あのバスがいくら充実しても、自転車の方が便利だという子ももちろんおられます。ただ、雨の日や体調が悪い時やあるいはやっぱり女の子で夜暗い道を自転車で走るのは心配だというお子様や家庭もたくさんございます。その一方で、特にですね。勢和から地域から松阪方面の高校に通う子どもたちは、町営バスを使わずに、使わずにってまあ、こういう状況なものですから、三重交通の路線バスを活用している家庭もたくさんございます。そうしますとですね。この通学定期券の費用が相当な金額になっていることも、ぜひこの皆様にはですね、課題の一つと捉えていただきたいなど。年間で15、16万円の通学定期券の費用を払っております。これが3年間、あるいは子どもが1人2人おれば倍になってます。この15万、16万円の移動交通費がですね、これも中山間地では仕方がない費用だということではなくて、これについても一つの課題だとぜひ認識していただきたい。そして、また町営バスもですね、今運行ダイヤがこんな状況なので、なかなか高校生が使いづらいですが、通学定期券の話も先ほど申し上げましたけれども、今町営バスには通学定期券という制度はございません。今、この町営バスは1か月6,000円という定期券の費用が乗り物マップにも掲載をされています。で、三重交通なんかみますとですね、一般の通勤用の定期券よりも6割程度が通学用の定期代として通学用定期券として販売をされています。つまり多気町の町営バスでいえば、1か月6,000円のバスであれば、大体まあ3,600円程度は通学用の定期券としての価格になってまいります。その上で、朝一便のバスを定期を購入して乗れるような、まあそんな多気町が是非とも実現できるようにですね、期待をして地域公共交通計画に結び付けていただきたいなどそのように思いますが、定期券の設定についてもいかがでしょうか。見解を伺います。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

誰が答弁しますか。久保町長。

**○町長（久保 行央）** はい、あの先ほど申しあげましたように、あの、基本、高校生の通学について町営バスというところまでは考えておりませんので、ただ議員おっしゃっていただいたように体調が悪いとか、悪い時とか、それから雨でどうしても乗れないというところにつきましては、ちょうど今のあのでん多の活用もやっていただければと思っております。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

志村議員。

**○3番（志村 和浩）** はい、それではまあ、町長からそのような見解を二度も申し上げていただきましたので、次に移りさせていただきたいと思います。

3番目でございます。この交通に関しては、高校生の通学に限らず、子育て世代にとっては子どもの送迎、例えば習い事ですとかスポーツクラブ等でございますが、この送迎についても大きな悩み事の一つであります。仕事で送迎ができず、かといってお願いできる人もそんな人もいない。したがって、子どもの習い事やスポーツ活動を諦めざるを得ない、そんな家庭もございます。

また、仕事と家事に加えて、この送迎も忙しく、地域活動に参加する余裕がないと、そういった方も多く見られます。この、したがって、子どもたちの移動手段を確保することは様々な面において重要課題と考えますが、多気町の見解を伺います。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

**○副町長（筒井 尚之）** はい、それでは答弁させていただきます。あくまで、子どもたちが移動する目的、これはまずは通学であります。そして、これは現在、勢和地域、そして外城田小学校の一部の通学不便地域と限られておりますが、スクールバスを走らせております。これは、当然、町としての責任であるかと思っております。

で、議員が今質問をされておられます、例えば習い事であるとか、スポーツクラブ、これにつきましては申し訳ございませんけども、子どもたちが全員が

それを利用されている対象ではないという考えのもとです。一応まあ、各家庭の都合によるものであるのかなと考える、感じております。この場合は、先ほど町長も申し上げましたけど、でん多というのがございますので、それを利用いただければというふうに考えています。でん多につきましては、ご承知かと思いますが、乗合いタクシーでございますので、行き先によってはもうまとまって乗車して目的地に行けると、まあ一つの優れ物であると感じております。

ただ、あの、もし町外に行かれるとなりましたら、当然乗り換えてのもでてまいりますし、じゃあ子どもたちだけ要するにタクシー乗せていくのか、まあ、そういったあの負の側面もあるかもわかりませんが、一つの代替手段ではあるというふうに感じております。と、いうことで現時点ではそのような考え方をしております。

以上です。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

志村議員。

**○3番（志村 和浩）** はい、これについても町は子どもたちの送迎課題ということはまあ各家庭の都合であって、町全体の課題ではないと、そういう見解を今答弁でいただきました。これは非常に残念であります。あの、富山県の旭町、旭町ではですね、この子どもの送迎課題を地域の課題として全面的に取り上げて、デジタル田園都市国家構想の交付金事業を使いながら一生懸命取り組んでおります。横浜市も同様です。全国で子どもの送迎課題というものは地域の課題だということで取り組みが進められている。さらに言いますと、先ほど課長が令和5年度に策定しますとおっしゃっていた地域公共交通計画、この趣旨は誰でも自由に移動ができる、移動は選択できる、そのためにはバスやタクシーだけじゃなくて、地域全体でどんな送迎が、支援が使えるか。例えば、学校のスクールバス。あるいは、福祉送迎、有償送迎移動ですね、自家用車ですね、そういった仕組み。あるいは、一般の保護者の乗り合いの事業者サービス、そ

ういったものをいかにできるか。そういったものを町全体で議論して計画に整理していく。まあ、そんなことでこの地域交通公共交通計画というものは非常に期待を僕もしているところでございます。ただし、これは自治体が子どもの送迎を課題として認識していなければ、当然そういったことも議論されないのかなと、そんなふうに関、答弁を聞いて心配をしているところでございますが、では地域公共交通計画をこれから策定するなかで、町としては何を重要課題として取り組まれるのか。逆にそこをお聞きしたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

**○副町長（筒井 尚之）** はい。失礼しました。あの、課長申し上げましたように、次期の交通計画の取り組みに関しまして、正直これからいろいろ詰めていきたいと。あの今日いただきました一般質問内容も含めてですね、色々とまあ検討していくべきことかなと感じております。それと、先ほどの質問でですね、私は現時点ではと申し上げました。あの志村議員もご承知のとおりデジ田の方も先行してやってる分野ございます。でも、いずれはですね、いわゆるモビリティ。これが一番やはりあの地方、特にあの、あの田舎に関しましては、非常に切実な問題であることは私も前から認識しております。ですから議員も言われましたように、今のそのあり方ですね、町営バス、でん多、そして買い物支援バス。あと、高齢者移送サービス、いろんなものを今駆使してやっています。で、大台町ではA I デマンド型のこともやっております。これらをですね、やはり、では、どのように今度は取り入れていくかということも考えながらやっていく必要があるのかなと、私のあくまで私見ですけども、今度はあの交通計画は考えております。それが例えば、じゃあ、例えば、1年後なんか3年後なんか非常に難しいです。けど、そういうことを頭に置いて作っていくべきいよいよ時期が来ているのかなと思っておりますので。で、そのなかでは、あの今日言われたようなこともですね、折込みながらやっていく必要があるというふ

うに考えております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○3番（志村 和浩） はい、あのまあ、今日は通学という入り口からの公共交通のご提案と現状の質問でございます。で、それが高校の通学の時点です、なかなか子どもが通いづらいつてことを理由に人口が流出しないように。この少子化、あるいは人口が減少しているなかです、そういったことがないように公共交通という、あるいはこの地域の交通手段というものを充実。これは非常に中山間地としては重要な課題でございますので、期待をして、この地域公共交通計画を策定をお待ちしていますので、また色々と議論をさせていただきたいと、そのように思います。

では2点目。美村ペイに入らせていただきます。今年1月下旬よりスタートした4町共通デジタル地域通貨美村ペイは、今年度新たなデジタル田園都市国家構想交付金事業のマイナンバーカード高度利用型事業として機能が拡充される予定となっていますし、更に加えて、多気町独自の利用推進事業費1,600万円が計上され、利用者を増やす取り組みも並行して進めていくとしています。

しかしながら、私は当初から、電子マネーの面で既存の民間サービスに肩を並べるためには投資予算も人員も膨大なものになるため、同じ土俵で事業を進めることは得策ではないと申し上げてきました。その上で、地域のボランティア活動や健康増進活動、生ゴミを減らしたり公共交通を利用したりといった、社会全体に貢献いただいた方々へのポイント付与を美村ペイで充実させることが、結果として多気町の行財政を向上させることに繋がり、また美村ペイをみんなで利用しようといった機運の醸成になるのではと、昨年的一般質問で提案しています。このことについては、担当課より同様の方向で考えているところであるとの答弁でありましたので、再度、美村ペイの現状と進捗について伺います。

まず、1つ目です。美村ペイの使用可能店舗や支払い制度、決算額、チャージの金額は、令和5年3月末時点で当初目標を達成したのでしょうか。状況を伺います。

○議長（坂井 信久） 質問が終わりました。当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） それでは、私の方からお答えさせていただきます。このデジ田事業につきましては、実施計画上で、K P I が設定されているものがございます。その設定数値でご報告いたしますと、美村ペイの加盟店舗数は目標 180 店舗に対し、144 店舗 80%の達成率でございます。決済額につきましては、目標 3,437 万 5000 円に対し 896 万 8000 円で、26%の達成率でございます。チャージ金額につきましては、K P I は設定されておりませんが、実際は 1,036 万 9000 円の金額がございました。ということで、令和4年度末といたしましては、目標達成できていないというような状況となっております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○3番（志村 和浩） すみません、あの、ありがとうございます。ちょっとこの現在の状況の中でですね、一つ、もう一つ確認をしたいんですが、あのポイント還元という制度が、キャンペーン制度がございまして、予算としてはそういうふうに 600 万円、600 万円が用意されておったかなど。まあ、ちょっと数字すみません、訂正があればお願いします。が、用意されていましたが、実際にそのポイント還元についてのこの令和5年3月末時点での結果というのはいかがでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） はい、えっとポイント還元につきましては、あのおっしゃるように、あの 600 万円の予算で、えっとこれも 4 町で実施する、

そういった内容でございました。で、えっと、キャンペーン期間中もですね、二月程度というような、ちょっと短いキャンペーン期間中というようなこともございまして、600万円全てポイントの方、消化できておりません。これは、つきましては約400万円程度ですね、えっと、今年度またキャンペーンを行うのに繰越をちょっとさせていただきたいというふうに、ちょっと連携の町とそれから一般社団法人と、そういったところでちょっと協議しているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○3番（志村 和浩） えっと確認ですけども、400万円を繰越すということは実質200万円分のポイント還元がされたということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） おっしゃるとおりでございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○3番（志村 和浩） あの、今回のその美村ペイ、まあポータルもトラベルも今回の、昨年度のデジ田事業、全体がそうかもしれませんが、大型商業施設のVISIONの存在っていうのがやっぱり大きな存在だった、あのはずだったと思います。VISIONという商業施設を核にして、この美村ペイも利用者を増やし、消費額を増やすと、まあ、そんな考えだったと思うんですが。先ほどのあの目標結果は大きな全体だと思うんですが、このVISION、大型商業施設VISIONでのですね、利用状況を限っていえばどんな状況だったのかについては分かりますか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○**デジタル戦略室長（福井 秀樹）** 申し訳ございません。V I S O Nに限っての、その数字というのが現在持ち合わせておりませんでして、またこちらにつきましてはですね、運営を担っていただいております三十三銀行さんからちょっとまたデータを後ほど取り寄せさせていただきたいと考えます。

以上でございます。

○**議長（坂井 信久）** はい、志村議員。

○**3番（志村 和浩）** あの、まあ、結果を聞きましても、室長もおっしゃっていただいて、かなり厳しい状態であったと。で、これはもうこの前の6月5日の全員協議会においてもですね、まあやはりスタート時期が1月下旬ということで2か月のまあ、そういった短い期間であったということが、まあ総論として一番の理由だといようなご説明でありましたけれども、果たしてそれだけの理由であったのかどうかというのが、今回大事なところではないかというふうに思っています。

で、先ほどはV I S O Nの利用状況を未だ現在状況が掴めていらっしゃらない。そして、このV I S O Nがもしかしたらほとんど使われていなかったり、あるいはV I S O Nだけで使われておったり、その状況によっては、大きく2年目の作戦というのが変わってくるだろうというふうに思いますし、あるいはですね、この数字以外に、今回のその1年目の事業を終えてですね、この美村ペイに限って言えばですよ、参加店舗、あるいは利用された町民からですね、具体的なお声というものをヒアリング、お尋ねしたり、まあ方法は問いませんが、そういったことについてはいかがでしょうか。

○**議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○**デジタル戦略室長（福井 秀樹）** はい。すみません、あの、ちょっと先ほどの前段の質問の部分でございますが、あのV I S O Nとして利用はどれぐらいかっているのはちょっとデータ持ってないんですが、4町のそれぞれの町ごと



のデータは現在ございまして、多気町がですね、決済額 510 万程度です。で、大台町が 110 万程度、明和町が 140 万程度で、度会町が 120 万程度ということで、大方ですね、多気町が 500 万というようなことで、金額的には大きいというようなところもございまして。これはまあ、あの V I S O N が高額な買い物もあそこ、たくさんございまして、まあそういった利用もあったのかなというような、まあそういう想定ができるかなというふうに思っております。

あと、町民の皆様、店舗の皆様からこう使い勝手とかそういった部分につきましてはですね、私ども地道にいろいろなところ回ったりですね、先日もですね、あじさいまつりの場で 1 ブース、デジタル戦略室お借りしまして、それで P R をさせていただいております。そういったこう、身近に町民の皆さんと触れ合える場所で、いろんなお話を聞いているところございまして。これからもそうしていきたいなというふうに考えているところございまして。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○3 番（志村 和浩） はい、あの 1 つ申し上げたい。その今回の質問の意図というのは、まあ現状の決算やチャージ金額はどうか、ああだった。それも、もちろんですが、使ってみてどうだったか。それは参加店舗として、お客様からチャージしてくださいって、チャージをする。そういうサービスはどうだったか。あるいは、お店として美村ペイを使っていたら、三十三銀行にその都度申請をする。まあ、そういった事務手間もひっくるめてどうだったのか。で、こういったことが年度末を終えてですね、2 年目に入ろうとなかですね、実際に事務局として次の課題というのが見えているのかなというところございまして。この間の全員協議会では、スタートが遅れたんで利用者さんが増えませんでした、それで終わりで、次の段階の作戦と、じゃあプロモーション周知徹底しますというようですね、もうすぐに結論を出して次にというところがすごく気になってございまして、そういったこともですね含めて、今 6 月で

ございますので、もう4・5・6、もう2年目としてはですね。お客様の使い勝手、そういったことをきちっと把握をしてですね、次の作戦、次の1600万円の使い方も含めてですが、考えるべきだろうなとそのように思っていますが、まだそういう意味では検証はこれからという認識で良かったのかどうか確認をします。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

**○デジタル戦略室長（福井 秀樹）** はい、あの使い勝手について、まあ検証という部分でございますが、もう1番多く利用者の方からお声を聞いて、聞かせていただいているのは、やはりあのチャージする方法が不便だと。チャージできる店舗に行って現金を店の方にお渡しして、そしてチャージの手続きをするというような部分がやはり一番多く聞かせていただいております。この点につきましては、今年度チャージの方法を改善するというようなことで、口座、銀行口座の紐づけであるとか、あとクレジットカードの紐付け、そういったものを今年度新たに改修していくような、そういう部分は考えているところでございます。検証につきましては、まだまだたくさん、これからも色々お声を聞かせていただけることがあろうかと思っておりますので、一旦、今年度、そういった昨年度利用して聞かさせていただいた内容を基に改善していきたいというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

志村議員。

**○3番（志村 和浩）** まあ、それに関連して、次の2つ目でございますが、ボランティア活動や多気町施策と連携した様々なポイント付与についての現状までの進捗を伺います。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

**○デジタル戦略室長（福井 秀樹）** はい、現時点でポイント付与の仕組みは、構築はできておりません。この仕組みにつきましては、今年度のデジ田事業で取り組む美村パスポート、こちらの方で機能を構築する予定でございます。ただし、ポイント付与というわけではございませんが、町民環境課と連携してマイナンバーカードを3月以降に申請していただいた方に、カードを、そのカードを受け取る、その時にですね、町独自のインセンティブとして3,000円の商品券か美村ペイを5,000円分チャージしていただくかを、その方に選んでいただき、受け取っていただくというような取り組みは現在実施しているところでございます。

以上でございます。

**○議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

志村議員。

**○3番（志村 和浩）** すみません、ちょっとポイント付与という聞き方が、ちょっと誤解を招いたかもしれませんけども、まあそれはそれとしてですね、そのボランティア活動や健康増進活動をされた町民に対してのそのボランティアポイント、そういうポイントを美村ペイでということについては、この美村パスポートで実行されるということによろしいんですか。

**○議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

**○デジタル戦略室長（福井 秀樹）** はい、あのおっしゃられるように美村パスポートの中でポイント付与機能、そしてもう一つ、あの、クーポン発行機能というふうなことでちょっと考えておりました、あのこの分野につきましては、おっしゃられるように、ボランティアでのポイント、こちらが多気町の方、実施しておりますので、そちらは健康福祉課と連携いたしまして、町独自のそういったインセンティブとして考えていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○3番（志村 和浩） 多気町の施策と連携したという部分についてもお尋ねしたいんですが、まあ今回6月議会で上程されている一般会計補正予算の中でですね、あの応援商品券事業が再び計上されています。まあ、この予算審議はまた別のところでしますけれども、こういったものがデジタル商品券として発行されるということはないのでしょうか。お聞きします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） あの、将来はこういった地域振興券を商品券として、町の方が発行する分野につきまして検討しているところでございますが、現時点ではあのそこらへんの町、多気町の分を多気町の方に付与して、そして多気町のお店で使えるというような、そういったちょっと細かい機能設定がですね、あの、まだ至っておりませんので、将来は考えていきたいなど、これは各町、同じことを言ってますので、そこは企業側にですね、申し上げておるところでございます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○3番（志村 和浩） 町で発行されたものは、その町で使えるような仕組みが整っていないという、まあ答弁でございますけれども、それはそもそも美村ペイの機能として発注段階で考えていたことなんじゃないんですか。あの、おそらく室長からもうだいぶ前にですね、こういったポイント、ポイントの発行や商品券の発行というのは紙面にも書いてあったように思いますので、それは当然、町内で発行されたのが、その町で使うというような、そういうシステムというものが当然発注仕様の中に掲示されていたんじゃないんですか。あるいは、今されていないということはそういうことを想定されていなかったというこ

と为什么呢。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） はい、あの、計画上の構想としてはございました。ただし、使用の中には、その点、あのちょっと時間かけて、なっちゅうんですかね、構築に時間がかかるというようなことで、今年度の仕様の中には結果的には入っていなかったというようなところでございます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○3番（志村 和浩） 再度質問しますが、そうすると、その機能は、この美村パスポートを今回整備をされますが、その中にそういった機能を付加するということでよろしいでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） はい、あの先ほど申しあげましたクーポン機能というような、機能をちょっと構築する予定でございます。これにつきましては、あの、そのこちらから、町の方から利用者の方にクーポンを、デジタルクーポンになろうかと思うんですが、それを配布することによりましてお得なまあ買い物ができたりとか、まあそういったことで考えておるところでございます。ただし、あのポイントの方につきましては、ポイントを4町がそれぞれ持ってしまいますと、4町以外の方も使っていただくというような部分もございまして、ポイントが、例えば多気町ポイント、明和町ポイントとかいうふうなポイントがちょっと、町別に発生してしまいますとかなり使い勝手が悪くなるということで、クーポン機能の方でそういったことは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○3番（志村 和浩） あのおそらく、まあこういった質問というのは、あの本来は質問がないような基本計画・実施計画というものがあって、財政計画があってですね、まあ、それを一目見れば、この質問をしないようなことができますね、おそらく整理されているのが、まあ、あのこれだけの大きな事業ですから当然だろうなというふうに思っています。

次の3番目にかかる質問ですが、昨年12月に多気町独自のICT計画が必要ではとの質問に対し、国がデジタル田園都市国家構想の総合戦略を策定した以降に状況を見ながら検討していくとの答弁でございました。その直後、12月ですが、国による総合戦略が策定され、市町村による地方版総合戦略を早期に策定するように示されたわけですが、多気町の見解を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） はい、えっと確かに国の方では、昨年12月23日にデジタル田園都市国家構想総合戦略が策定されました。その後、三重県では今年の4月25日に内閣官房の方をお招きして、市町へ向けての説明会があったところでございます。

三重県といたしましては、総合戦略として三重元気プラン、令和4年から8年のものが策定されており、この計画は国の総合戦略と方向性が合致している部分が多くあるため、この、これを改定しないという方針を示されました。多気町といたしましては、担当の企画調整課に確認いたしましたところ、現在の総合戦略が令和3年から令和7年までの期間となっており、おるところでございますが、デジタル社会への取り組みが不足しているため、改定、または早期更新を検討していると伺いました。デジタル戦略室といたしましても総合戦略の改定等に関わりながら方向性を合わせたICT推進計画の策定も検討していきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○3番（志村 和浩） その策定方法、策定の進め方は、今回、多気町の場合は  
デジ田事業が5町連携という広域で取り組んでおりますけれども、そういった  
ことってというのは関連しますでしょうか。つまり、多気町単独で検討されるも  
のなのか、5町連携で策定されるものなのか、そのへんをお聞かせてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） あの、分野によっては、連携しなければい  
けない分野もございますので、そこはあの入ってくる部分があるかなというふ  
うにあの考えておるところでございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○3番（志村 和浩） はい、あの、いずれにしましても、まあ去年の一般質問、  
それ以前からも引き続き、懸念の中身の一番の根っこというものは、やはり  
我々議会もそうですが、まあ町民にとっては、ほとんどがこのデジ田事業って  
いうものの中身をですね、あまり深く知らされていないまま、これからどうな  
るんだろうなという不安感がまず根っこにあります。美村ペイを頑張って使い  
ましょうというふうに言われますけれども、頑張って使ったら町はどうなるの  
か。それが示されない限り、頑張る意味があるのか。あるいはですね、美村ポ  
ータルサイトが作られましたが、その中身を見ますと突然助けアプリM a y i  
i、それから美村キッズイノベーションター、このへんのサービスっていうの  
は一体誰がいつ質問、説明をされましたでしょうかね。こういったサービスが  
いつの間にか制作され、公開され、実施事業として実施されている。

では、果たして、2年目のでデジ田事業、マイナンバー、これを使った高度  
な利用を促進する事業でございます。今、マイナンバーは非常に今、国会でも

議論の対象になっておりますし、町民が不安になっておると思います。そういう意味でも、多気町として、デジタル推進計画がどういう先を目指しているのか。そして、その都度その都度、追加補正です、推進費やPR費がちょこちょこ出てくるものではないような、きちっと財政計画を考え、1年目2年目はこれだけの経費が必要になるということをお示しいただかないとですね、応援しようにもなかなか応援しづらい。町民からも、これは果して何のためにやってるのかという質問も、それに対して明確な答えができないまま、この事業が進んでいること、それが非常に不安でございますが、まあ担当課だけでなく、これは全庁、多気町全体の問題でございますが、このデジ田事業、これから多気町をどうしていくのか。最後に町長一言お願いできますか。

○議長（坂井 信久） 久保町長。

○町長（久保 行男） 色々、志村議員の方からご心配おかけしております。ただ、あの以前もお答えさせていただいたかも分かりませんが、一朝一夕にぽつぽつと道路を作るとか、そういうものではありませんので、ちょっと時間かかると思いますけれども、できましたらご支援も、またご指導いただければありがたいと思いますので、いろんなことを発信しながら進めていきたいと、こう思っていますので、よろしく申し上げます。

○議長（坂井 信久） 以上で、志村議員の一般質問を終わります。

---

（ 6月13日11時35分 ）